

「村落
と
環境」

第 19 号

2023 年 6 月

村落環境研究会

巻頭言

「村落と環境」第 19 号の発行にあたり、ご挨拶申し上げます。新型コロナウイルス感染症の医療的な位置づけが 5 類に変更され、徐々に対面での会合や授業へもどりつつありますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか？

昨年度の第 19 回村落環境研究会は、2022 年 11 月 19 日（土）に九州大学西新プラザで対面とオンライン併用にて開催をいたしました。報告、参加いただいた会員の皆さまに深く御礼申し上げます。

本「村落と研究」第 19 号では、昨年 の 3 つの研究会発表の論考・資料と質疑の内容を紹介しております。第 1 報告は大分県玖珠郡の生産森林組合の経営と解散について（長田拓夫氏）、第 2 報告は阿蘇の草原管理を継続する入会集団について（白石智宙氏・竹内亮氏・嶋田大作氏）、第 3 報告はインド・ウッタカラン州の森林管理について（長濱和代氏）と多様で丹念な実態調査に基づいた結果が報告されました。

第 20 回目の研究会は 2023 年 11 月 11 日（土）に昨年と同じ会場（九州大学西新プラザ（福岡市早良区西新 2 丁目 16-23））で対面・オンラインでの併用で研究会を開催したいと考えております。

入会林野や入会を起源とした生産森林組合を巡っては、2018 年の森林経営管理法、2019 年の表題部所有者不明土地適正化法の制定、そして 2021 年と 2023 年には民法改正がなされ、物権法や共有制度、財産管理制度などの見直しがなど大きなインパクトがある法律が次々と成立しています。そのため、20 回目の研究会では、近年増加している認可地縁団体の法的問題や民法改正の入会への影響について愛媛大学法文学部の西脇秀一郎先生にご発表をお願いしています。その他の発表者については現在調整中ですが、多くの皆さまのご参集をお願いいたします。

今後とも村落環境研究会の活動にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2023 年 6 月 30 日

村落環境研究会

会長 佐藤宣子

九州大学大学院農学研究院

第 19 回村落環境研究会シンポジウム 福岡大会

目 次

第 1 報告	大分県玖珠郡の生産森林組合の現状について	
		長田拓夫（元玖珠郡森林組合）1
		質疑応答3
第 2 報告	放牧利用消失集落における牧野管理活動の継続要因	
	—集落財政の分析を通じて—	
		白石智宙（広島修道大学）、竹内亮（福岡女子大学）、
		嶋田大作（龍谷大学）9
		質疑応答16
第 3 報告	インド・ウッタラーカンド州の森林管理	
	—森林パンチャーヤト（Van Panchayat）の事例から—	
		長濱和代（日本経済大学）26
		質疑応答35
学会記事		

【第1報告】

大分県玖珠郡の生産森林組合の現状について*

報告者：長田拓夫（元玖珠郡森林組合）

(*本稿は当日配布資料とオンライン発表録画を元に
佐藤宣子が作成した)

大分県玖珠郡の生産森林組合の現状について報告したい。表-1は、生産森林組合数と組合員数、面積、経営状況の推移を示している。また、表-2は2022年8月末現在管内にある12の生産森林組合の組合員数と面積を示した。

表-1 玖珠郡管内の生産森林組合数および組合員数の変化

年度	生産森林 組合数	組合員数	経営面積	欠損金 組合数	剰余金 組合数
1993	49	2,872	2,634	29	20
2003	34	2,135	2,263	26	8
2012	20	1,555	1,956	12	8
2018	15	1,313	1,783	8	7
2021	12	845	1,571	4(5)	8 (7)

注：() は累積での欠損組合と剰余組合数を示す。

表-2 令和4(2022)年(8月末現在)における生産森林組合の組合数と経営面積

生産森林組合	組合員数	経営面積 (ha)
A	8名	53
B	17名	36
C	17名	164
D	18名	29
E	24名	46
F	24名	87
G	25名	284
H	38名	102
I	40名	228
J	123名	49
K	167名	461
L	344名	32

1993年に49あった生産森林組合は2021年には12組合となっている。37組合が解散し

ている。総組合員数は 2,872 人から 845 人へと 29.4%となった。一方で、面積は 2,634ha から 1,571ha へと 59.6%であり、面積が小さな生産森林組合が解散したことがわかる。また、現在ある組合でも全てで、組合員数が設立当時の半数以下となっている。12 の生産森林組合の令和 3（2021）年度に累積欠損のある組合は 5 組合、剰余金がある組合は 7 組合となっている。累積欠損金額は、少ない順に 432 千円、1,382 千円、1,835 千円、3,563 千円、6,700 千円である。累積欠損が多い生産森林組合は、大きな面積の組合で組合員が手出しをして組合が借入し、作業道を入れたが、間伐材が売れずに長期借入金となったものである。土地立木の評価額よりも累積欠損金を上回っている生産森林組合は、解散ができない状況になっている。

会員の年齢は 50 歳から 90 歳であり、70 歳から 75 歳の人々が主流であり、高齢化そして後継者不足となっている状況である。第一次産業はほとんどこういった傾向であろうかと思うが、森林関係も同様となっている。

基本的に生産森林組合は労務提供を原則としているため、全伐（皆伐）可能な山林を生産森林組合が所有しているが、全伐すると後々の「育林」が懸念される。最近の傾向は全伐後の植林から保育を森林組合に委託する生産森林組合や部落共有等が増加しつつある。

設立当時の森林の状況は、畜産と農業が盛んな地域だったため、生産森林組合が所有している山は奥の方で、なおかつ原野が多かった。原野に造林をして今にいたっており、生育遅れの場所もあった。とはいえ植えて 30 年くらい経ち、間伐をしないといけないと、作業道が必要ということで延長した。作業道も国の補助金を使いますが、全額支援という話ではありませんので、間伐材の売り上げを見越して作りました。材価の低迷で苦しい状態がつついて、負担金をとって作業道をひいた。最近やっと私のところも上等じゃありませんけども木材が 1 万 8 千円/m³ くらい市場で売れるようになった。それくらいすると、経営的にもなんとかできるようになってきた。

昔は生産森林組合、今申し上げましたように原野造林であり、シイタケ生産原木用のクヌギをかなり広範囲に植えた。ご存じの通り、伐期は長くて 15 年。2 回目から 9 年か 10 年で伐採できる。長い林業のスパンの中では比較的良かったと思う。

しかし、シイタケ生産農家も減っており、クヌギが大きくなりすぎて、炭にはいいかもしれないがシイタケ原木としては堅すぎて、シイタケの発生が悪くなり、使えないようになった。

そんな感じで徐々に生産森林組合数も減少した。現在 12 組合しか残っていないので、どういのですかね、資産ですね。土地とか森林の評価が弱まっており、それが下回っている場合は解散した方がよい。しかし資産評価があるうちは税法上、解散するとき税金がかかる。そういうこともあって、残っている生産森林組合はそのまま存続している、そうした感じである。

さっきも申したが、欠損金が出ている生産森林組合の原因は、大きい面積で間伐作業をするために作業道が必要、先ほど言いましたが、6 割ぐらいいは国と県で補助されるが、残りが

どうしても、地元の負担金が必要。そしてその間伐材がお金になればよかったですけど、切り捨てておいた方がよいという状況が続いたからである。長期に欠損金が出ている生産森林組合の書類をしてみますと、組合員から負担金という形でお金を徴収して、長期の借入金という形で累積している。その借入金で作業道を作り、そのまま欠損金が累計したようになっている。

逆に剰余金がある生産森林組合は、まあまあ収支のバランスがとれている組合は、クヌギを所有している組合である。シイタケ生産用に原木が販売できていたので収入があがったので剰余金が出た。

地域全体が高齢化少子化している。先ほど紹介がありましたが、私は森林組合の職員だったので、森林組合から組合員全体に案内を出しても、宛先がない、集落の代表者に聞いても分からない、若い人は黙ってどっかに出ていっちゃう、そういう状況である。生産森林組合もご多分にもれず、組合員が把握できなくなっている状況で、今からの生産森林組合は人作りが一番重要だと考えている。

私からは以上です。

【質疑応答】

(佐藤宣子) (司会) 追加で、解散した生産森林組合がどういう土地所有形態になったかということ情報をあれば教えていただけますか。

(長田) 解散したところは結局、元の共有に戻っています。中には組合を解散して登記変更をしていないところも一部ある。

(佐藤) そうしたら生産森林組合が入会にまた戻ったという感じですか。

(長田) 入会というわけではない。残った組合員の共有にして、自治体などとは関係ないですけどね。

(佐藤) わかりました。ありがとうございます。質問をお願いします。

先ほどもご紹介ありましたように、大分県の生産森林組合のというと、玖珠郡が非常に多くあった。大分県の生産森林組合というと玖珠郡と日田郡が多かったところですよ。特に玖珠郡の方は先ほどもご紹介ありましたけれども、スギ、ヒノキだけではなくクヌギの原野造林が多くて、クヌギの入札とかで地元の方々にくぬぎを売って、それが収益になっていました。私は1990年代に随分、玖珠郡特に九重町で調査したことがあります。

椎茸生産が落ち込む中でそういった販売というのがなくなってきて、高齢化も進んで解散ということが増えたということでした。何か質問はありませんか。

(嶋田大作) (龍谷大学) 大変興味深いご報告ありがとうございました。クヌギの人工造林ということで大変興味深い話をして頂きました。シイタケの原木ということで言いますと東北で震災があつてあちらの方の原木が放射能で汚染されて、全国的に見ると原木が不足している状況になっていると思うのですが、そうした影響はありませんか。

もう一つは、最近薪ストーブやキャンプブームなどの影響で、クヌギの場合は、少し大径

化したものと薪の原木としても需要があるのではないかと考えているのですけれども、その点について教えていただければありがたいです。

(長田) : おっしゃる通り東北の方で震災があってクヌギの原木が不足していることで、私のところ、大分県からクヌギを移出しています。トラックで数台送っています。大分県の森林組合連合会が窓口になっている。特に、私どもの方ではクヌギの需要がもうないということで、東北に送っています。生木ですが玉切りをして、少し乾燥させて出します。シイタケ原木は、90 cmから 1m20cm がシイタケ原木の規格になっていて、その長さで、送らせていただいております。有難いことです。

(嶋田) それは生産森林組合の経営にとってプラスになっていますか？

(長田) そうですね、要は元の立木代はいらないので伐採して道路端まで出す、搬出すると、その経費ができれば、収入にはなります。その程度の作業ならばまだ組合員でできるかなと。杉のように大きくないのでまだ出来ます。ただクヌギは堅いですけど。昔から生産森林組合の組合員もやっぱりシイタケで作ってきた人がおりますので、そういう作業ができます。薪の方は、アウトドアブームなどをいかして、そういう方向はいいと思うのですが、どうなんですかね。キャンプ場付近で確かにそれこそ数えるほどであります、販売している生産森林組合もあります。クヌギよりもその辺の雑木の方が火持ちがいい。またクヌギは炊くとパチパチはしる、その点他のカシノキなどの雑木は喜ばれるので、一つのお金にはなります。

(福田浩一) (長崎県林政課) 生産森林組合の解散についてお聞きしたい。長崎県でも生産森林組合が解散したいけど、お金がなくてどうしようもないところが多いです。しかし登記にお金もかかります。そこでお尋ねですが、最後に解散後に記名共有としたと言われましたが、その経緯をもう少し詳しく教えていただきたい。

(長田) 要は生産森林組合であれば組合長の印で一発で通るとのことだと思いますが、生産森林組合の中でも、当初の人から人間が亡くなって減ってきています。最終的に本当に今、山を管理している、そしてまたそれに加わろうかという能力のある人ですね、その人たちだけを集めて登記をやりたいというような方法です。

(佐藤) そしたらやはり入会に戻ったわけではないですね。

(江淵武彦) (島根大学) 島根大学の江淵と申します。生産森林組合設立以前の山林の登記はどんなものだったんですか。住民の記名共有だとか、あるいは地区の代表者の名義だとかいろいろ形があると思うんですけど、どういうものだったか、一番典型的な形をもし覚えておられたら教えてください。

(長田) 私のところは実は玖珠郡の中でも、九重町という自治体です。九重町の行政に企画室というのがありまして、入会林野整備を何年かかけてしているわけですね。生産森林組合が 49 ほど設立したので、協議会というのを作って、森林組合がその事務局を引き受けていました。言い方悪いですけど、生産森林組合のお年寄りで山へ行って仕事をする人にとって、経理がやっぱり難しかったんですね。その経理指導を主に協議会の事務局を役場から委嘱されて森林組合が実施していた。そのため、生産森林組合を設立したときの山林の所有関係

がどうだったのかは分かりません。

(江渕) わからないということで結構です。では、資料に、全伐後に森林組合に保育を委託するという形と、部落共有という形があるとお書きになっていますが。

(長田) はい、まだ記名共有もしくは集落の名義の山は実際に残っているのがあるんですね。

(江渕) (入会林野整備をせずに) 生産森林組合にしてない所が。

(長田) はい、部落共有という昔からおらっしゃる人がまだ現存してますね。全部が記名共有というわけではないんですけど。

(江渕) 保育を森林組合に委託するという事は、森林組合が植林するんですか。生産森林組合が植林して、後の手入れを森林組合に任せるといっただけですか。

(長田) いろいろなケースがありますが、一番最近になって多いのは全伐(皆伐)というのは生産森林組合の人がそうじゃないとできないんです。森林組合の作業班が入って作業します。その伐出が終わって植え付けから下刈りまでですね。森林組合がすぐ委託を受けて、森林組合の作業班員を使って実施するという事です。

(野村泰弘) (島根大学) 解散後、入会に戻ったわけではないとおっしゃっていましたが、それは機関というか、入会集団というものがなくなったということですか？組合長とかの名義もないのですか。

(長田) はいそうです。例えば何々代表だれだれというのが代表者でして。あとの人たちの関係の名前が別記、別添えの紙になっている、その形ですよ。

(野村) では1人が何分の1の権利を持っているという形ですか。

(長田) そうです。

(野村) では、そうすると先ほどまだ残っている整備していない山林があるとおっしゃっていたのですが、それには入会集団は残っていないのですか。

(江渕) つまりこういうことです。全部登記で決まるのか、記名共有なら登記が絶対なのか、それとも地区に掟があつて、外に出たら権利がなくなるとかね。それは暗黙のこともあるでしょう。地区から出ていったら権利がなくなる登記が残っていても、登記を優先するんですか、それともそういう登記に関係なく掟があるんですか。

(長田) 特にはないですけど、生産森林組合という形のものにしておけば、例えば脱落者がいても、どっか行っても、例えばどこかに売買するという話は組合長が印鑑でできるわけですよ。

(江渕) ただね、生産森林組合の設立の前だとか、今でも生産森林組合の所有ではなくて、地区の共有者の土地だという風になっているとかですね。生産森林組合でない場合、そういう場合はですね、登記で全部決まるんですか。登記があれば絶対どこに行っても権利がある、そういう風にお考えになっていたんですか。あるいは今でもお考えになっているんですか。あるいはこれは地区の財産だから地区から出ていったら権利がなくなる。登記名義を持っていてもね、そういう風に考えられているのかどちらですか。

(長田) その辺は色々集落がありまして、おっしゃるような内規を作っていることもあるかもしれませんが、ちょっとそこははっきり分かりません。

(江渕) おたくのところはどうですか。

(長田) 私のところはそうした内規はないです。

(江渕) では登記で全部決まる？例えば、40人なら40人の共有名義で登記した土地、そういった土地ってありますか、長田さんの地区に。

(長田) それはあると思いますよ。

(江渕) その場合ですね、記名共有の登記を持っているが、もう地元にはいない人、その人たちはどうなるんですか。登記があるなら権利があるとやっぱり思われるんですか。

(長田) ですからそれを集落にいない人は、名目の登記だけではなく、実質共同作業をしようとかいうときに、出れないとか、全く山に寄りつかないという、そういうような状況になれば、もう登記だけあってないようなものですから、どういう処遇にするかこれは部落内で決める。

(江渕) ご参考までに申し上げておきますが、部落でそういう内規を作ったらですね、それが強いです、法律上。それは法律と一緒にですからね。作れたほうがいいです。

(長田) わかりました。

(野村) もう一度お尋ねしたいのですが、所有されてない山林は今どうなっているのですか。

(長田) 放棄地になってきている。

(野村) それはもう管理する団体も存在しないという状態なんですか。

(長田) そうですね、手が出らんということですからね。高齢化して山にいけないし、また権利関係もはっきりしていないのもあるかもしれないですね。

(野村) はっきりしていないから整備しにくかったということもあるのかもしれませんがね。

(長田) ありますね。

(江渕) そういう場合でも、皆さんたちで話し合っただけで内規作ってしまえばいい。それは強いですよ内規は。

(佐藤) エネルギーがあるかどうかですよ、そこまでは。

(江渕) 何か問題が起きたとき、話し合っただけで、登記で決めるかどうかというのを判断されたり、その場合ですね。登記じゃなくてわたらの土地だから登記は関係ないと、ここにいる人だけというふうに決められたらそれは強いですよ。

(佐藤) ありがとうございます。それではオンラインの方から質問ございませんでしょうか。山下先生お願いします。

(山下詠子) (東京農業大学) (オンライン参加) ご発表ありがとうございました。1点お聞きしますが、先ほどの資料の中で、剰余金のある組合と欠損金のある組合の数があったかと思いますが、剰余金のある組合は収入源としてはどんなものがあるのでしょうか。特にクヌギの椎茸の原木としての販売が関係しているのかどうか教えていただけますでしょうか。

(長田) クヌギ原木もちろん収入源ではあります。ですが先ほど申しましたように、椎茸生産者もかなり減っておりますので、収入のある組合もあるかもしれませんが、それもやっぱり適木というか適地適木ですね。原木として採取しやすい場所とかですね、木の大きさとかそんなんで変わってくると思います。

それからまた戦後造林したスギ、ヒノキでも 50 年以上経っておりますので、間伐しても全く採算が合わないということではないので、収入源にはつながっているということですね。

(山下) ありがとうございます。そうしましたら、わりと条件のいいところであれば収入を多少は得て、それを組合の存続のための運転資金に当てられる組合が残っている、剰余金のある組合はそういうイメージでよろしいでしょうか。

(長田) そうですね。それとやはり田舎ですので、どうしても昔からのしきたりやらがあって、この山だけは絶対この財産だけは減らしてはならないとかそういうのもあるように思いますので、そこらも関係していると思います。

(山下) ありがとうございます。

(佐藤) ご質問ありがとうございます。その他にございませんでしょうか。

(山下) もう一ついいですか。クヌギの原木のことでお聞きしたいんですけども、木を伐ったりするのはどなたになるのでしょうか。どの形で売り渡すのかというのをお聞きしたいのですが。

(長田) いろいろあります。所有者が伐採能力があって、搬出能力があれば、所有者がやります。それができなければ森林組合などがやります。道路まで出して、トラックから業者ですとかですね。

(山下) 買い取る方が持つていくということですか。

(長田) 森林組合が委託を受けてですね、トラックでそれから先は欲しい方ですかね、そこに調達するということですよ。

(山下) なるほど分かりました。ありがとうございます。

(佐藤) 他にございませんでしょうか。では、私の方から追加情報です。東北に対するくぬぎ原木の輸出について、研究室の修士 2 年の学生が今調査をしております。大分県から主に栃木県の方に行っていて、大分県の中ではやはり原野造林が非常に多い玖珠郡からが非常に多く供給されています。

ただしそれが生産森林組合の経営改善までつながっているかということ、そこまでの量はないということと、それから向こうは生椎茸でということですね、くぬぎに対する要求が直材で直径何センチ未満というようなそういった規格が厳しい。持ち運び、移動させないといけないのでそういった基準があります。

そのため今こちらで問題になっているくぬぎの大径材を処理ができなくて、一部の細いまっすぐなものに限定されています。ただし、それは原発事故を起こした東電の賠償価格なので、一般の市場価格よりもかなり高価格で取引されているので、それに携わっている人

には何らかの経済的なメリットは大分でも発生している。そうことを院生が聞いてきております。他に自由にご質問あればよろしいでしょうか。

そしたらまた最後の総合討論で質問が出るかもしれませんが、長田様どうもありがとうございました。

放牧利用消失集落における 牧野管理活動の継続要因 —集落財政の分析を通じて

白石智宙（広島修道大学）
竹内亮（福岡女子大学）
嶋田大作（龍谷大学）

2022/11/19

村落環境研究会

1

はじめに

- 日本の二次的自然としての半自然草原は、戦後におけるその第一義的な利用形態である畜産利用の衰退傾向を受け、利用度合の低下による荒廃の進展に直面
- ここでいう荒廃とは植生の遷移による樹林地化を意味するが、それは広域に連続する景観として固有の草原景観を形成している地域においては景観の劣化を意味し、地域課題として表出
- 広域に連続する草原においてモザイク状に樹林地化が進む事態は、後述するように、残存する草原の利用や管理にとって追加的な負担を生じさせる

2022/11/19

村落環境研究会

2

はじめに

- 二次的自然としての半自然草原
…「人為的攪乱を受けながら、自然の再生力の範囲内で持続的に維持されてきた草原」（高橋（2009）P.6）
- 畜産利用
…畜産業による草原利用を意味し、具体的には放牧および採草利用

2022/11/19

村落環境研究会

3

はじめに

- 熊本県の阿蘇地域の草原は樹林地化による荒廃の度合いを高めており、景観の劣化のみならず、生態系サービスの喪失にもつながっている
- かつて阿蘇地域の草原保全のための管理は、草原を主として利用する有畜農家が、そのまま管理の担い手でもあったが、草原の利用と管理の乖離が徐々に拡大しつつある
- 管理の担い手は有畜農家だけではなく無畜農家、非農家の地元住民、更には非地元住民をも含むものへと変化してきており、草原の保全のための管理の持続という課題には、有畜農家へのアプローチのみでは不十分となっている

2022/11/19

村落環境研究会

4

はじめに

- 本研究は、有畜農家がいなくなった後の集落と草原管理活動との関係を分析
- 熊本県阿蘇市の旧一の宮町に属する下荻の草牧野組合および下荻の草集落のケーススタディを実施
- その際の分析視角として、草原を利用・管理する牧野組合が存在している集落の活動を支える集落財政という観点を導入
…非有畜農家による草原保全への関わり、および草原管理活動を可能にしている財源の動向を把握することができ、何故草原保全のための管理活動を継続できたのか、その要因を分析できる

2022/11/19

村落環境研究会

5

第1章 先行研究の成果と研究課題の導出

- 集落による草原管理に関する研究について
- 図司（2004a、2004b）は、入会牧野の利用度の低下に続く利用と管理の分化、更には入会権者の減少と「管理出役の弱体化」による「牧野空洞化」の事態が進展していることを明らかにした
- 更にこのような事態に直面した牧野組合員およびその他の主体の対処と認識の変容について明らかにしている

2022/11/19

村落環境研究会

6

第1章 先行研究の成果と研究課題の導出

- 先行研究は、経済的利用の喪失後も牧野の管理を放棄せずに管理を継続している事例について、そのような管理が存在していることは明らかにしているが、それが何故継続できているのかについては検討していない
- 図司(2004a)の段階区分に基づけば、「利用後退」から「管理後退」へと至る過程において「管理後退」を防ぐという観点から集落の貢献を明らかにするという課題
- この点に関して、草原の共同管理における貨幣経済的インセンティブや地域リーダーの役割の重要性が指摘されている(小串・鎌田(2008)・小串(2009))が、それら要素のみの分析で十分であるかについては検討が必要

2022/11/19

村落環境研究会

7

第1章 先行研究の成果と研究課題の導出

- 集落財政研究について
- 集落財政とは「集落における諸集団の財政行為とその連関の総体」(大内(1982))を意味し、そのため集落財政研究の焦点の1つは財政行為であり、集落という「インフォーマルな自治組織」による「地域住民の生活の質を向上させるための財政機能」の発揮のあり方にある(戸石(2019))
- 先行研究は、集落財政の機能は「私」の領域に留まるものではなく、「社会構造全体に関わるシステムを支える」機能として「公」の側面を有するという点を明らかにしている

2022/11/19

村落環境研究会

8

第1章 先行研究の成果と研究課題の導出

- また集落や入会集団によるコモンズとしての共有資源管理を扱った先行研究
- 入会林について、「地区の公益的事業の財源」、ひいては「自治活動の経済的基盤」としての意義が認められ、この入会林からの「公益」があったから、その入会林の維持・管理という循環が構築されている。更には集落による共有資源管理の結果として有する環境保全といった公益的機能の発揮を指摘(三保(2001)、嶋田(2008))
- 三輪(2010)は、収益行為が行われていない入会地としての草原について、同様に入会集団による環境保全機能の発揮を指摘
- 新住民の増加による集落の自治組織と共有財産の管理組織が分離する事態も報告されており(嶋田(2008))、両者を区別して把握する必要

2022/11/19

村落環境研究会

9

第1章 先行研究の成果と研究課題の導出

- また中山間地域等直接支払制度と牧野組合の関係性を扱った先行研究
- 山内・高橋(2002)は、阿蘇の牧野組合における交付金の草原管理費への充当を報告しているが、仔細は明らかではない
- 岸岡・伊藤(2014)は、両牧野組合の収入に占める交付金割合の高まりと組合員への放牧支援の実態を報告しているが、牧野組合における組合員の畜産業支援を対象としており、草原管理作業との関係については実態分析がない

2022/11/19

村落環境研究会

10

第1章 先行研究の成果と研究課題の導出

- 牧野の「利用」という概念について
- 本研究は、農業や畜産業といった生産活動に直接用いるための利用という意味で用いており、図司(2004a)で「生産的利用」と表現されている利用形態のこと
- 別に生態系サービスなどの外部経済の間接的利用という意味での利用という意味も存在し、図司(2004a)は「保全的利用」、三輪(2010)は「保存型利用」と表現
- これら両利用形態は併存しているながらも、従来型の採草や放牧を伴う「生産的利用」が喪失した後の管理活動の継続の分析において「保全的利用/保存型利用」をも含めて「利用」と一括りに表現してしまうと、生産的利用消失後の管理作業継続の独自性が不明瞭になってしまうため、区別して用いることとした

2022/11/19

村落環境研究会

11

第1章 先行研究の成果と研究課題の導出

- 以上の先行研究の成果と課題を踏まえ
⇒草原管理に入会権者を構成員とする集落がどのように対処したのかだけでなく、その対処が可能であったのは何故であり、どのような財政的裏付けがあったからなのかという点を明らかにする必要がある
⇒本研究の研究目的は、生産的利用が行われていない「管理後退期」にある集落における草原管理作業とその活動の基盤となる集落財政保全における集落活動による貢献を明らかにし、既往の集落活動における焦点が当てられていない集落の貢献が有する課題という要素を抽出することにある。

2022/11/19

村落環境研究会

12

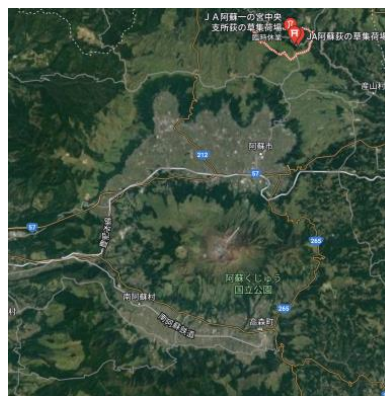
第2章 分析対象と分析方法

- 本研究は、阿蘇市の荻の草行政区に属する下荻の草集落および下荻の草牧野組合を対象としてケーススタディを行う
- 下荻の草牧野組合の入会権者には、1992年に有畜農家はなくなっており、本研究の研究目的に合致する
- 荻の草行政区は、上・中・下荻の草、合戦群、桃の木という5つの集落から形成されており、荻の草行政区全体では約30戸であり、うち下荻の草集落には5戸が存在
- 下荻の草牧野組合に権利を有するのはこの5戸から成る下荻の草集落の1集落のみであり、下荻の草牧野組合の組合員数は2022年9月時点では5戸である
- この組合員数は、阿蘇地域の牧野組合においては最も少ない部類に属する(138/161牧野)

2022/11/19

村落環境研究会

13

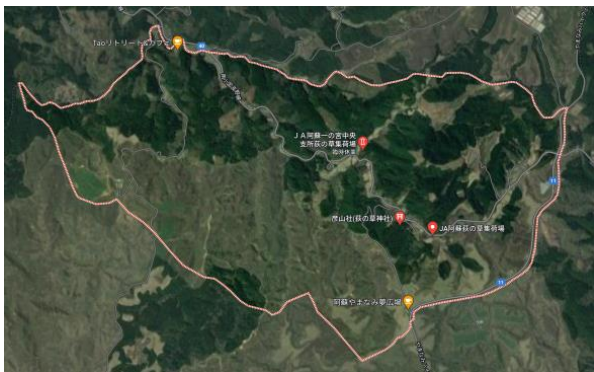


2022/11/19

村落環境研究会

出典：Google map

14



2022/11/19

村落環境研究会

出典：Google map

15

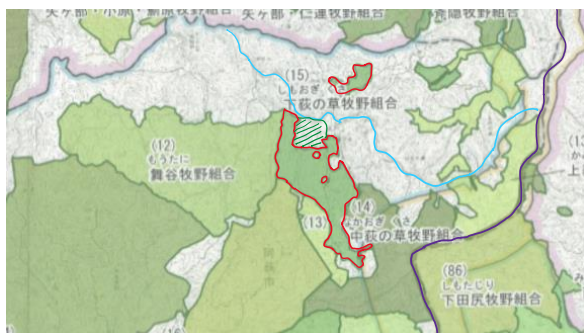


2022/11/19

村落環境研究会

出典：農林水産省「農業集落境界データ」

16

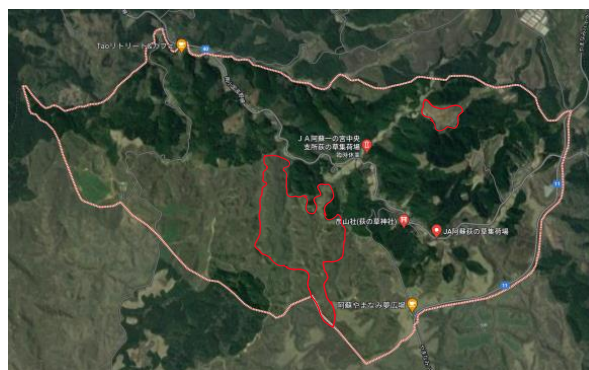


出典：草原再生協議会「阿蘇地域牧野位置図」

2022/11/19

村落環境研究会

17



2022/11/19

村落環境研究会

出典：Google map

18

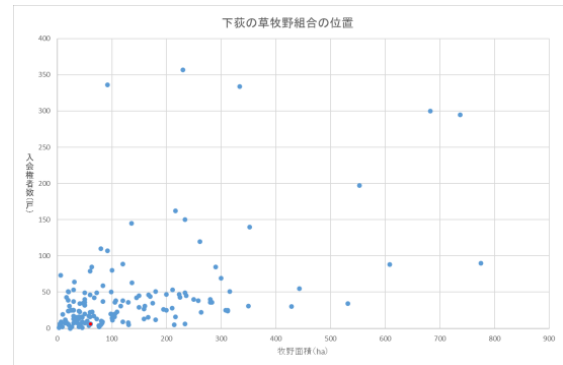
第2章 分析対象と分析方法

- 下荻の草牧野組合の入会牧野は阿蘇地域の北外輪山に位置する61haの牧野であり、土地の所有者は阿蘇市であるが、下荻の草牧野組合によって利用・管理されている
- そのうち8haについては1970年代に林地（人工林）化して後述する「部落林」となっており、その他に7haは未利用地であり、残りの46haが草原管理作業の対象となる野草地である
- 管理面積は、把握されている阿蘇地域の牧野組合が管理する牧野面積としては、中位に属する（68/161牧野）

2022/11/19

村落環境研究会

19



2022/11/19

村落環境研究会

20

第2章 分析対象と分析方法

- 本研究が研究対象とする草原は、経常的な管理作業が必要
- 具体的には、「野焼き」という草原への火入れ作業とそれに付随する「輪地切り」と「輪地焼き」という防火帯作成作業
- 草原が広域に連続している阿蘇地域においては、管理作業は隣接する草原の管理作業とも関係しており、特に荒廃した草原に接する草原は、延焼を防止するための追加的な防火帯作成作業等が必要
- 下荻の草牧野組合による草原管理作業も同様であり、更に下荻の草牧野は隣接牧野の火入れの最外延部にあり、かつ人工林がそこに位置している

2022/11/19

村落環境研究会

21

第2章 分析対象と分析方法

- 下荻の草牧野組合は2001年より「公益財団法人阿蘇グリーンストック」が実施しているの野焼き支援ボランティア事業のボランティアを申請し、受け入れており、2000年に開始をした当該事業の中でも最初期であり、更には2002年からは輪地切りに、2008年からは輪地焼きにもボランティアを要請

2022/11/19

村落環境研究会

22

第2章 分析対象と分析方法

- 続いて、『下荻の草部落決算書』『下荻の草牧野組合（中山間）決算書』を用いて下荻の草牧野組合/集落財政の動向を分析する
- これら2つの会計は別会計として区別されているが、このうち牧野組合決算書（財政）は、部落決算書（財政）を補てんする形で運用されており、次章の分析では両者を統合した「統合会計」による分析を行う
- なお、牧野組合の規約については明文化したものは存在しておらず、組合員の間で暗黙に共有されているのみであった
- 併せて、本研究は下荻の草牧野組合の組合長および組合長代理へのヒアリングと下荻の草集落の現地調査、下荻の草牧野組合の野焼きおよび防火帯作成事業への参与観察を実施した
- なお分析期間は、2005年度～2021年度とする

2022/11/19

村落環境研究会

23

第3章 分析結果

第1節 組合員の動向分析

- 現在は、組合長が下荻の草集落に居住しているが、その他の組合員は全員離村をしている
- 下荻の草牧野組合では、現在は原則として離村失権はない
- これは野焼きや輪地切りのための人手不足が深刻であるため、離村後も入会権を認めるという組合間の「暗黙の了解」に基づいている
- 出不足の扱いについても同様の問題意識が現れており、出不足に対しては出不足金の支払いはなく、出不足に別働隊を雇用し、この労働力と対応する労働力とを確保するとして、地元で林業事業者であるNPO法人「ふるさと創生」が重要な役割を担っていた

2022/11/19

村落環境研究会

24

第3章 分析結果

第1節 組合員の動向分析

- 組合員の高齢化と人手不足への対応として、雇用による代理出役と併せて、Iターン者の参加が特徴的である
- 1990年ごろに移住され集落で林業事業を開始されたB氏が2016年から、同じく移住をされたC氏が2017年からそれぞれ野焼きの火引きの担い手として参加している
- しかしこの2名のIターン者はその後、転職によって集落を出ていってしまい、草原管理作業（特に火引き）の担い手不足の課題が急速に顕在化
- また組合員のうち1名は2010年より、2名については2021年より息子を作業に参加させ、火引きとしての育成を図っている

2022/11/19

村落環境研究会

25

第3章 分析結果

第1節 組合員の動向分析

- 組合長代理をされているA氏は、1992年に家族全員が離村をしたが、集落に田んぼを残しており、田んぼは使わなくなり、道も使わなくなり、若手組合員を見捨てることにはできなかつた。この認識から、牧野組合の組合員を続けている（これは、同時に属していた萩の草地区役は全て放棄したこととは対照的）
- なお、集落の農業に関する用水路の保全修理については、萩の草地区や隣接する舞合地区の水利権保有者と合同で別組織を形成して行っている
- 下萩の草集落の部落林についても、下萩の草牧野組合で管理しているが、下萩の草地区には財産区があり、存在は下萩の草の行政区の神社や公民館の修繕費等に用いられている

2022/11/19

村落環境研究会

26

第3章 分析結果

第2節 集落財政分析

- 下萩の草牧野組合と下萩の草集落との関係について、入会集団と集落居住民が分離せずに存在しており、集落財政と牧野組合財政は渾然一体となっていた
- 先行研究では、牧野利用の変化に伴って、入会集団と集落居住民が分離をしていくことが通例とされているなかで、特異な事例であった

2022/11/19

村落環境研究会

27

第3章 分析結果

第2節 集落財政分析

- 下萩の草牧野組合が属する阿蘇地域北外輪山の他の牧野組合の実態調査からも明らかにされているように、牧野貸付などにより組合員外利用を受け入れている
- 加えて、2019年4月から牧野ガイド事業という新たな観光事業が取り組まれており、現在はコロナ禍で中止しているものの、重要な収入源となっていた

2022/11/19

村落環境研究会

28

第3章 分析結果

第2節 集落財政分析

未発表（投稿予定）の図表であるため、不掲載とさせていただきます。

2022/11/19

村落環境研究会

29

第3章 分析結果

第2節 集落財政分析

- 統合会計の収入の分析から以下の諸点が明らかになった
- まず、中山間地域等直接支払が存在していなければ草原管理は継続困難である実態がある
- 他に、集落財政を経由しないが、2010年に「野草地環境保全計画（牧野カルテ）」を作成し、2014年に環境省の直轄事業による防火帯整備で省力化が実現されており、これにより火入れ作業の継続が可能になっている

2022/11/19

村落環境研究会

30

第3章 分析結果

第2節 集落財政分析

- 収入として牧野の賃貸料や上草の販売（草代）、「部落林間伐」からの収入も小さくなく、収入の2～3割を占めている
- しかし2018年に一度作業が実施されて後、委託作業が進んでいないため収入が途絶えている
- 集落の構成員から自治会費といった費目の徴収はない

2022/11/19

村落環境研究会

31

第3章 分析結果

第2節 集落財政分析

未発表（投稿予定）の図表であるため、不掲載とさせていただきます。

2022/11/19

村落環境研究会

32

第3章 分析結果

第2節 集落財政分析

- 統合会計の支出の分析から以下の諸点が明らかになった
- 支出の費目を投資的経費と経常的経費に区別して集計を行うと、牧道事業費、防火帯整備事業費、災害復旧/倒木処理といった費目が投資的経費であり、それを除いた経常的経費の支出は40万円前後を推移していた
- 経常的経費の内訳として、草原管理のための作業日当とその費用（飲料代・ガソリン代など）が支出のほとんどを占めており、上述した出不足の際の雇用の費用も含まれている

2022/11/19

村落環境研究会

33

第3章 分析結果

第2節 集落財政分析

- 草原管理作業費の経常経費比（下表）からは、毎年約8～9割を草原管理保全の作業に支出し、残額を蓄積して、適宜投資的経費に充てている形態が明らかとなった

未発表（投稿予定）の図表であるため、不掲載とさせていただきます。

2022/11/19

村落環境研究会

34

第3章 分析結果

第2節 集落財政分析

- 以上の分析結果をまとめると、先行研究で言われていた「利用後退期」を迎え「管理後退期」にある牧野組合の従来の収入である牧野賃貸料等の組合員外利用からの収入は、草原管理の費用に見合っていない実態が明らかになった
- 牧野ガイド事業等による新規収入確保を図っているが、コロナ禍により中断しており、その貢献可能性は今後の検討課題である
- 牧野組合財政が集落財政と一体であることから部落林からの収益が見込めるが、施策依頼が上手くいっていない

2022/11/19

村落環境研究会

35

第3章 分析結果

第2節 集落財政分析

- 多面的機能支払や中山間地域等直接支払によって草原管理に必要な経費のほとんどをまかなっている状況が明らかになった
- 山内・高橋（2002）では、草原管理における中山間地域等直接支払の半自然草原に対する支払水準の不十分さが指摘されていたが、その後の多面的機能支払の支払いを受け、草原管理における貢献度合いを定量的に明らかにすることができた
- ただし、下荻の草牧野組合ではこれら交付金に対しては受動的な態度よりも、草原管理作業の継続に向けた能動的な活用がなされていた

2022/11/19

村落環境研究会

36

第3章 分析結果 第2節 集落財政分析

- 経常的経費は牧野組合/集落財政の8~9割に上り、残額をストックしながら、補助金を活用して省力化のための投資的経費を捻出しているという実態であった
- 下荻の草牧野組合の牧野は、所有者が阿蘇市であるため、固定資産税の支出は不要
- かつては共有財産として入会権者への分配的性格を有していた時期もあり、牧野の貸し付けによる収入などは組合員に分配されていたが、2010年以降はそのような収入もなくなり、共有財産的価値を発揮していない

2022/11/19

村落環境研究会

37

第4章 考察

- 下荻の草牧野組合のケースは、牧野組合の組合員による草原の生産的利用が喪失しているなかで、草原保全のための管理活動が組合員を中心として取り組まれているものであった
- 先行研究の整理に基づけば、「牧野空洞化」が進行する「利用後退期」に属する牧野組合であったが、同時に全ての入会権者が無畜農家化した後、20年以上にわたって草原保全のための管理を実施しているケースであった

2022/11/19

村落環境研究会

38

第4章 考察

- 本研究は、牧野組合の草原保全のための管理活動が継続された要因として、以下の諸点を抽出した
- 第一に、先行研究は「牧野が連坦する阿蘇北外輪山では、最低限野焼きを継続させることが入会権者間での暗黙の了解とされているとみられる」と述べられているが、本研究は同様の入会権者による共通した理解を確認した
- 加えて、それらの理解が組合員同士の明示的な共通理解として、総会や管理作業、その後の交流会において繰り返し確認されていた実態があった
- 加えて組合長代理の強い問題意識に裏付けられたリーダーシップの発揮が確認された

2022/11/19

村落環境研究会

39

第4章 考察

- 第二に、牧野組合の仕組みを变容して事態に柔軟に対応している実態が明らかになった
- 元来の入会の形態とは異なっているが、外部の支援を受けながら、組合員以外の労働者を雇用したり、「ターン手」を担い手として育成を図ったり、草原管理を継続するための取り組みが見られた
- 下荻の草集落財政と下荻の草牧野組合財政は融合していたが、これは小集落であるがゆえに人手不足の課題が早期から顕在化し、その対応のために両者の乖離をせざるを得ないという方法をとったと推測される
- 組合の規約が明文化されていないこともこのような柔軟な対応を可能としている要因となっていた

2022/11/19

村落環境研究会

40

第4章 考察

- 第三に、本研究は、草原管理活動が継続可能であった財政的実態を明らかにし、草原管理に関わる財政負担の定量的実態から、各種交付金の不可欠な貢献を明らかにした
- 交付金の活用においても、中山間地域等直接支払で牧野組合財政を補完しながら、中山間が使えない項目については、多目的交付金や集落財政を活用し、多様な財源を総合させることで草原管理作業が継続可能となっていた
- また部落林間伐収入や牧野の貸付や草販売といった従来型の収入以外にも、牧野ガイド事業を受け入れるといった観光収入の確保等を図っていた

2022/11/19

村落環境研究会

41

第4章 考察

- 一方で、その限界が表出しており、先行研究が指摘している「管理後退期」の様相を呈する事態へと移行している
- 最も大きな要因は、組合員の高齢化と後継者の不足に由来する草原管理の担い手の喪失であり、特に火引きという専門性のみならず、地域特性を熟知し、かつ延焼発生時の責任を全うできる担い手が不可欠であるため、どれだけ管理作業のために財政的裏付けが継続していたとしても、作業が実施できない事態が存在している
- 火引き専門人材の確保という点は、草原保全のための管理作業の継続にとって不可欠な要素である

2022/11/19

村落環境研究会

42

【質疑応答】

(佐藤) (司会) それでは先ほどと同様に、会場の皆さんから質問をお受けしたいと思いません。

(江淵) 1980年代にこの地域を調査した方から一言。南小国町では入会利用が行われている牧野は、共有地なんです。戦前に公権力によって林野を奪われようとした部落有林野統一事業が契機となっています。これが無畜住民の、入会牧野の防火線切りなどの管理の参加に影響を与えているというのを感じました。

これは町有財産なんだと、行政は非常に強いわけですね。従って全住民が、というか非農家、無畜農家だけでなく非農家を含む、部落会でこれは責任を負わなければいけないんだというようなことを言っていたようなんです。

質問ですが、そこで公益財団法人グリーンストックの設立者は誰ですか。行政じゃないですか。

(白石) 違います。

(江淵) こういう組織が、1980年代はなかったんですが、これが何か関係しているような。全く放牧していない住民の、牧野管理の参加ですね、これに、ある人がある認識を与えて義務として行われる、公益的な義務だと、言葉が悪いかもしれませんが、思わせて、そういう参加を促しているように思える。したがってこの公益財団法人の設置には行政が相当にかかっているのではないかと私は思いますが、違いますか。

(佐藤) グリーンストックは違うんだと思いますけどご存知でしたら。

(江淵) 本当に、自分たちのお金でやっているのですか。この財団法人の基金は一体誰だったんですか。

(白石) 生協が一番大きなイニシアチブを發揮しました。そのため行政の強い影響下にあるとか、行政の働きかけがあって設立したというよりは、生協を中心とした運動というのがグリーンストックという一つの組織に結実したという歴史的な経緯があります。

(江淵) そうすると、この公益財団法人の存在は捨象すべきかもしれないですね。

(白石) 今ご指摘いただいた公有地、こちらは市有地なんですけども、南小国町で言われていたよな「町有地だから」という意識が、どれほどこの草原保全をしていかなきゃいけないという意識に繋がっているかは見ないと行けないと思います。

(江淵) 問題とされている分野の、登記上の所有者はどこが多いんですか。

(白石) 阿蘇市の旧一の宮町です。

(江淵) 行政でしょ。

(白石) 行政です。ただ組合長とか組合長代理にヒアリングしていく中で、確かに公有地であるということの認識は聞かれますけども、それが公有地だから草原保全しなければいけないというよりは、先ほどご紹介したように連続している草原の中で、どこかが止めてしまうと他にも迷惑をかける、負担がかかってしまうという意識から止めずに続けなきゃいけないという意識の方がはるかに強いという印象を持っています。

(江渕) その理念ですね、その理念を持ってですね、まったく放牧していない住民が重労働の牧野管理に参加するという意味が分かりません。

(白石) そうですね。私たちも調査していく中で本当に不思議でした。

(江渕) 何かあるんですよ。これは公益的な我々の公益的な理由だと非常に強い教育を受けたんじゃないかなと。

(白石) 少なくとも入会権者のご子息であるとか、お孫さんとか娘婿さんまで管理作業に参加されて何とか草原を守っています。そういった教育だけでは説明できない何かの要素があるのかなと推測しています。

(江渕) 南小国町はずいぶん前ですが黒川地区で裁判がありましたよね。

(佐藤) よろしいでしょうか。この地域は、国有化されていた入会林野を下戻法で民有にして、その後公有林化したという歴史があります。南小国の北の小国町は全部、その後個人分割をして造林をしました。南小国町は町有林として維持した。

阿蘇市をはじめ阿蘇の周辺では公有林になったけれども、植えたとしても行政に収める歩合は5%というふうに非常に少ないのと、それから、行政にとっても阿蘇の国立公園に指定されて草原・原野を何とか地元の人たちに続けて草原管理してほしいという要望は強い。それが強制までなっているかどうかと、地元の方々もこれを守らなきゃいけないという意識は確かにあるんじゃないかと思います。

(白石) 補足くださり、ありがとうございます。この研究だけではなく、冒頭ご紹介した岡司先生の牧野組合員への意向調査の中でも確認されています。草原が、もはや農業や畜産業にとって価値がない中で、でも草原という景観を守っていくために草原というものに価値があるという意識が確認されています。

(江渕) 逆に、もうこういう裁判はないかもしれないけど、先ほど言いかけてました裁判事例においては、無畜住民が、我々にも入会権があると主張しはじめています。放牧しない住民に何でこんな入会権があるんだというのが、論点で。そこで当該牧野組合の性格と地域住民団体の関係に非常に厳しく争われたがあった。

地域住民団体は部落会、牧野組合は部落会の下部組織だという。だからこの牧野の入会集団は部落会だと。非農家も含んで。この部落会だという主張に対して、なぜ非農家、具体的に言うと、温泉経営者なんです。温泉経営者に入会権というものが帰属するのかという議論となったんです。

そういう誤解が重なっていると思いますけど、それはその土地が、町有林地であったということもかなり関係しているなという考えがありましたね。その後色々変遷があると思いますが、今後考察する上で、意識された方がよいかなと思いました。

(白石) ありがとうございます。たしかにご指摘のとおり、公有地であるということが、組合員にどういった意識をもたらしているかということろはまだ十分に検討できていない点ではありますので、今後論文に完成させていく場合に検討したいと思います。

(佐藤) ありがとうございます。その他にございませんでしょうか。

(野村) 私も黒川温泉で調査したことがあります。現状を大変よく調査されていると思いますが、法律分野の人間として言葉がよくわからないところがあります。

まず資料9頁のところ、「集落や入会集団」それから「集落の自治組織と共有財産の管理組織が分離する」というところですが、それぞれの団体の法的な意味が分からない。あと牧野組合というの出てきますが、これが実際どういう入会集団なのか言うのが明確にされていないのでちょっとよくわからないところがあります。

それから19頁ですが、下荻の草牧野組合によって利用管理されているというふうに書いてあるんですが、その根源は何なのでしょう。市有なので旧慣使用权なのか、入会権なのかどうなのかというところが、明確に示されていないのが法律の人間としてはちょっとわかりづらいのですが。

それから26頁。離村失権という話が出てきましたけれども、水利権についてはこれは残っているということでしょうか。水利権も伝統的な水利集団であれば入会権類似の権利として、離村失権の対象になると思うんですが。

あとは、37頁のところ「所有者が阿蘇市であるため固定資産税の支出は不要。」、その下に「かつて共有財産として入会権者の分配的性格を有していた時期もあり、牧野の貸し付けによる収入などが組合に分配されていたが」と、これは2010年まではそうだったということなんですかね。所有者が阿蘇市であれば阿蘇市に入るわけですよね。入会権者に入るのはなぜなのか。賃料という契約利用の対価がどういうふうに入っていくかという構造がよく見えてこないのですが。

(白石) 検討が不十分だったところをご指摘いただきまして、ありがとうございます。1つ目のご指摘、先行研究のところに出てきていた、「集落の自治組織と入会集団もしくは共有財産の管理組織」という表現ですけれども、集落の自治組織というのは集落の住民が自治的な活動を行うための組織という認識でこのような表現を使っております、かつ引用した先行研究もそうであるというふうに理解しています。入会集団というのは、こちらは先行研究のケースによりますが、対象となっている資源に権利を有する入会権者の集団です。そして特にこの最後のところは、新住民が集落に多く入ってくる中で従来の入会集団と集落の住民が人的に乖離をしてくる中で発生してくる事態ということで、この後者に対応する集団として集落の自治組織、前者に対応する集団として共有財産の管理組織もしくは入会集団という表現を使っています。

2つ目にご指摘いただいた、牧野組合の集団的性格としてどういうふうに理解したらいいかということですが、まだ十分に下荻の草集落に関しては調査しきれていないところがあります。けれども結論から申しますと、少なくとも合併する前の旧一の宮町の牧野組合としては、市の所有地に対して旧慣使用权を有していて、それを利用している、故に管理もしているというものです。

(野村) 旧慣使用权ですか、入会ではなくて。

(白石) はい、そうです。ただこの点は、牧野組合としてどういう認識で活動されているか

というところは十分に調査できていませんので、今後の課題としたいと思います。

3 目にご指摘いただいたところ、下荻の草部落の決算書と、牧野組合の決算書の区別ですけれども、当初は先ほど冒頭で申し上げた違い、つまり集落住民と入会集団の区別に対応する、それぞれの組織に対応する財政として定義しました。ただ実際には部落の活動に関わる決算書と牧野組合の活動に関わる決算書という区別は形式上にはされているんですけれども、ヒアリングの結果、両者は統合して運用されているとのことでした。

つまり片方は明確に部落の活動だけに関するものを計上して支出、もう片方は牧野組合の活動に関するものだけを計上して支出するという構造になっておらず、牧野組合の支出の中で足りないものを集落財政が補完していくという関係にあります。形式上は名前としては区別されているのですが、運用の実態として両者は統合されているということです。それはなぜかという、牧野組合の集団とこの集落の集団というのが、少なくとも分析をした時は分離されておらず、一体で存在しているので、統合的に扱っているのではないかと。

水利権に関しては、今回の下荻の草集落に関してはそこに水利権は関係しておらず、より広い荻の草地区単位で隣の大谷地区と合わせて存在しています。実際にここで紹介している A 氏は離村されていますけれども、水利権を持っていらっしゃる、この水利権を持っている集団による組織に参画しています。

(佐藤) 農地を持っておられるということですね。

(白石) はい、そうです。

(佐藤) なので水利組合にも離村はされているけれども加入しておられる。

(白石) はい、そうです。

(野村) 失権はしていないんじゃないですか。住所的には離村はしているけれども集団からは離脱していないとみられているということ。

(白石) そのとおりです。また 2010 年までの「共有財産的性格」というところですが、阿蘇市への支払いのところはまだ理解できていませんが、少なくとも会計上発生していないという意味で理解していました。少なくともそれ以前は牧野を貸し付けたり、部落有林からの収入があった場合は、阿蘇市は介入せずに、当時から 6 戸しかなかったんですけれども、牧野に関して発生した収入はその 6 戸が均等に享受するという形になっていました。組合長代理の言葉ではみんなの牧野なので牧野で発生した収入はみんなに分けるという意識があったことを確認しています。ただそれもそういった収入があれば発生したわけですが、2011 年以降はそういった収入もなくなっている中でそういった形で均等で分配されるという性格は喪失しているという認識です。

(野村) それについてもどういう権限で収益できたのかというのが重要になります。

(竹内亮) (福岡女子大学・共同発表者) 共同発表者として発言します。私自身まだこの部分について勉強しないと逆に混乱させてしまうのかもしれませんが、少し捕捉させていただきます。1997 年の一ノ宮町史の中では明確に旧慣使用権によって住民の利用を認めていたという資料があるのですが、一方で隣接する阿蘇町の方は、旧慣使用権ではなくて民法に基づ

く入会利用をしていたとあります。

そうした中で阿蘇町と一宮町が合併して、それぞれの慣行を残したまま合併するといったところで、町史や行政資料が終わっているのです。一方で実態を調査していくと、旧慣使用权というよりは実態的には入会権があるような使い方をされていて、貸し付けといっても上草の貸し付けであり、土地自体の提供をするために貸し付けを認めるといったわけではない。土地の微少な改変をするんですけど、行政である阿蘇市がなにかしら関与するとか、議会において解散について話は出てきません。そのため、実態がどうなっているかという点を見ると、ほとんど旧両自治体の差異がなくなっている。というか行政が興味関心をなくしている、関わりたくないような感じの結果のために、私共から言うと民法上の入会的な利用となるのではないかと見做したということです。それが阿蘇市に代金を支払わなくてよい一つの理由だと考えています。

(江淵) 2つの財政の分離というところから議論されていますが、もう少し法律ことを整理して議論した方がよいと思います。共有財産の管理組織というのは、共有者の組織なんですよ。全ての組織が共有者の組織ではないんですよ。例えば株式会社。株式の共有ではないんですよ。株式会社は団体財産の処分を多数決で決められるんです。

ところが共有者の組織では多数決では決められないんです。全員が持ち分を持っています。多数決で反対者の持ち分を侵害することはできないんです。全員一致でなければいけない。

(佐藤) ただ先生、最近の法律では、存在が認められないとか、または反対者がいても利用可能なように法律改正もされています。

(江淵) 土地の処分まではできないでしょう。私が全員一致だって言ったのはそのことです。共有者の組織と非共有者の組織、非共有者の組織というのはどちらかということ近代的で人数が多いんです。

そこで、ある土地がある地域にいるのは全員が共有者の人だ、民法 263 条、共有入会権者全員が共有入会権者である場合はですね、分離は起きないです。ところがそうでない住民が 1 名でも入ってくると、そしてそのものの加入を認めるとその組織は共有者の集団とは言えない。

そこでここに書いてある分離が始まるんです。野村さん、分離というのは私そういうふう理解したんですが、どうですか。

(佐藤) その点は、また後でいいですか。枚田先生お願いします。

(枚田邦宏) (鹿児島大学) 報告の中心の論点なんですけど、集落財政というふうにいった部分がほぼ牧野会計と一体というのはちょっと解せない。本当なのかなど。集落会計というのはもっといろんなものが入ってきても良さそうなのに、ほとんど牧野関係の管理に関するものしか入っていませんよね。ちょっとそこところが本当っていうのが私すごい疑問でした。調査していて、そう思われませんでしたか。

人が出入りもしているわけですよ、新住民も入っているのに集落の会計そして自治会

費はどこに入っているんですか。だからそこらへんがあんまり出てきてないようなちょっと気がしたので、本当に集落財政なんですかというのがちょっと根本的なところで疑問でした。

(白石) おっしゃっていただいた点はまさに我々が調査している中でも常に疑問としてありました。組合長の方にも組合長代理の方にも何度もお伺いしたのですが、本来の集落会計等に上がってくるような農業関係であるとかもしくは公民館改修のような費目は、お話を伺っていくと荻の草地区というもうすこし広い行政区で会計上のやり取りというものがあるということでした。今回はあくまで下荻の草集落という、かつては6戸ですけども、今は5戸から構成されている集落の財政というところで把握を試みた結果、それが牧野組合の財政と渾然一体であったというのが結論です。

そういう意味では集落機能が維持されるために必要な諸機能のというものがどう支払われているかという観点から言いますと、もう少し広い集落の会計の分析を入れてこないといけないのかなと思っています。

(枚田) 研究の枠組みから言ったらもうちょっと広い集落の部分と一般的な集落の財政というのと比較するという方がいいのかなとちょっと思いました。意見です。

(白石) ありがとうございます。

(佐藤) そういう意味では集落というよりも中山間地域直接支払いの協定範囲かつ牧野組合の範囲ではあるけども、小集落かもしれないですね。小集落単位で本当の自治組織という暮らしのベースというのはいくつかあるものを集落とってその枝分かれというかそのうちの小集落という意味合いかもしれないですね、ここの地域。

(枚田) そうですね。そういう点では、集落財政というのと違うような気がしました。

(白石) なるほど、ありがとうございます。

(佐藤) ありがとうございます。その他にございませんでしょうか。

(藤原敬大) (九州大学) 牧野ガイド事業についてお尋ねしたいんですけど、ガイド事業は具体的にどのようなものか。例えばガイドするのにまず、トレーニングがどうなっているのかなど、これが下荻の草の独自の取り組みなのか、それとも行政の関係なのか、他の組合との関係とかあれば教えて下さい。

あと、観光地は牧野観光に限らずいろんなところで期待されていますが、コロナの影響を受けたことは指摘されていますが、令和元年まだ10万円いかないぐらいだと、グラフから見れますが、例えば将来的には組合員の方も関わりたいなどの展望があれば教えて下さい。

(白石) ありがとうございます。足りないところをご指摘いただきました。まず牧野ガイド事業は下荻の草牧野組合独自のものではなくて、阿蘇地域で取り組まれているものです。各自が好きにやるという形ではなくてガイドをするためにある種のトレーニングを受けてされています。今回の下荻の草の牧野組合としては、そのガイドさんに下荻の草牧野を案内してもらおうという形です。今は組合長代理ご自身でもガイドとして登録をして、自分でもガイドできるようにしようという検討をされているところです。

この観光収入の阿蘇地域の中での扱いは、特に組合員以外の方が牧野に入ってくるということに対しては基本的には抵抗があるというのが大多数です。実際別の研究でも、草原保全に関わる協議会組織の中で観光利用をどんどん進めていこうという議論がされてはいたけれども、組合側の抵抗感があるというところで、全体として統一として進めていくのは難しいところがあるということが明らかにされています。

そのため、こういった形で観光収入の確保をしていくというのはどちらかという一部牧野に見られるような取り組みであり、全体としてやっているものではありません。

(竹内) 共同研究者として発言します。この牧野ガイド事業は2018年から道の駅阿蘇を運営するNPO法人が窓口をやってまして、白石さんが発言したようにガイド養成の研修をしています。その研修の中で、参加者から牧野保全料1000円を受け取って、それを牧野に還元していくという取り組みです。

(藤原) ありがとうございます。

(佐藤) ありがとうございますその他にございませんでしょうか。オンラインの方も大丈夫ですかよろしいですか。私の方から2点あります。

1つは入会の中で畜産農家と無畜農家が分かれて利害が対立するという時代から全員が無畜農家になって、それでも20年間牧野の管理を継続されている。その中で、リーダーシップという話がありましたが、この方のお住まいや職業とかそういったことについて教えてください。どういった方がモチベーションを持って管理を継続されているか、もう少しイメージできればありがたいです。

それから2つめに、継続するための財政基盤として農政の中山間直接支払いが非常に大きな役割を持っているということが改めて分かりました。2000年から導入された制度で、地域の人気も高く継続されている事業です。多面的機能交付金こういった牧野管理の維持に使われ方でもいいと思うんですけど、中山間の直接支払いは条件不利な地域でも農業を継続することを奨励するという目的の事業です。この地域は少なくとも生産活動から撤退してしまっている中で、中山間直接支払いはこの地域にとっては非常に大きな意味があるんですが、自治体の農業振興とか条件不利地域でも農業を続けるための棚田保全とかそういった名目が前提の助成金の使い方として大丈夫なのでしょうか。

そここのところの議論、牧野維持ということであるのか、もしあるとしたら例えばもう一度生産活動を続けていくということになった時にいつでも復帰できるという意味でしょうか。最近のウクライナ情勢の中で、放牧というのがもう一度畜産振興にとって非常に重要になるので、やっぱりこの中山間直接支払いで、誰も畜産をやらなくなった集落でも草原維持しておく必要があるなど、中山間直接支払いはこんなに生産と離れてるけど草原維持しますよというのが、いいのかどうかについて若干疑問があります。

(白石) ありがとうございます。いずれも抜けていた点です。1つ目の点、もはや生産的利用をしていない中で継続しているという中で、どういった方がされているかという点です。先ほどご紹介したA氏は集落にまだ田んぼや畑を持っておられ、そういった意味では農業

の生産活動をされている方です。それ以外の方でその集落に田んぼもしくは畑を持って活動されている方は 1 名のみであり、他の皆さんは農業生産もされておらず、居住もしていません。近隣の麓に住んでいらっしゃいます。また熊本市などにご息子が働いているといわれている方も、入会権者ご本人が高齢のために参加できないので、わざわざこちらに来られて活動に参加されるといった形になっています。こういった点はもう少し分析を追加したいと思います。

そういった意味では生産的利用があるからというモチベーションも当然重要な要素だと思うのですが、組合長や組合長代理をはじめとして、やっぱりこの草原保全を何とかして続けていかなければいけないという意識の強さというところが、ヒアリングの中でも何度も確認された点です。

2つ目の点は今それを十分にお答えするために材料が手元にないので、今後また追加で調査をして補強したいと思いますありがとうございます。

(高村学人) (立命館大学) (オンライン参加) ご発表ありがとうございます。私は金沢出身なのですが、雪かきをしないと周りから困った家だと思われるためその圧力により雪かきをやる地域です。阿蘇草原でもそういうメカニズムがあることを知り、とても面白かったです。

先行研究で挙げられた岡司先生の研究は入会の研究では珍しく、入会権者が入会集団から退会・離脱していく現象を扱っていて、私も興味深く読んでいました。岡司先生だと世帯が家畜を放牧することがなくなると、牧野組合員である利益がなくなるので、入会権者としての資格を捨てて、権利者でなくなる、それゆえ牧野組合の担い手が少なくなるという現象を扱っていたと思います。今日の発表はそれと異なる現象を扱われていたので、興味深いと思いました。逆に不思議だなと思ったのは、どうして皆さん有畜農家でなくなったのに組合員を継続しているのか、ということです。

それぞれ有畜農家でなくなった時期が違えば、先に家畜を放さなくなった人から辞めていくこともあり得るかなと思いました。畜産業の変化の時期がそこだけ違ったのかとかあと。

それから集落という単位がもともと小さいのか、そうでなく、ある程度の世帯数があって今 5 世帯ぐらいになってるのか、という点も教えていただければと思いました。ちもともと集落の構成員が少ないので、辞めることも許されなかったということも考えられるのではと思いました。どうして皆さんが組合を辞めず、入会権者であり集落構成員であるという形が実際に畜産業をされなくても継続したのか。その点を知ればと思いました。

(白石) ありがとうございます。まず畜産業をやめていかれた歴史について、20 年よりも前の状況につきましては正直分かっていないというのが現状です。ただ集落の戸数については、集落を歩いて回ったところ、現状の 6 戸以上の建物を建てるスペースがほとんどないという感想を持ちました。統計データがないのでなんとも言えませんが、15 戸とか 20 戸とかあったとは考えられない集落というのが下荻の草集落の状況ではありました。ですの

で、歴史的に見て、かつてたくさんの入会権者がいらっしゃって今 6 戸になっているというよりは、そんなに数は変わらずに推移してきているという仮説を今持っています。

その中でなぜ 20 年以上も牧野管理を続けているかというところは、この研究の根本的な問いでもあるわけですが、先ほどの繰り返しになりますが、特にリーダーシップ発揮している方がどうしても続けていかなきゃいけないという思いを強く持ってそれを適宜、組合の中で共有して総会の場とかでスケジュールをきちんと確認し、参加できるかどうかを確認することを継続的にされてきていた点が効いていると考えます。しっかりしたお答えになっていませんが、地元には昔は田んぼを持っていたからやっていたとかそういった個別の組合員の動向についてももう少し分析できればと今後考えております。

(高村) はいありがとうございました。今後の研究も楽しみにしています。

(白石) ありがとうございます。

(佐藤) その他にご質問ないでしょうか。泉先生お願いします。

(泉英二) (元愛媛大学・国民森林会議提言委員長) (オンライン参加) どうもありがとうございました。最初の会場でのご質問の方の趣旨がちょっとよく聞き取れなかったのもしかしたら重なっているかもしれません。

それから先ほどの佐藤会長からのコメントに少し悪ノリするような形で考えてみますとやはりどうして継続しているのか 1993 年で有蓄農家が終わった後、この 30 年というのはやはり大変。

それが繋がっているのはただ単に今回の財政のところでは言われた、2 つの交付金というものを獲得しているということではないのかと。それを少し敷衍すると、そういうふうな交付金が 1 人や 2 人の集落住民で申請書を書けるわけもない。というふうなことになるとう当然、その阿蘇市役所の市有地である。阿蘇市としては、草原を景観整備しておくことは必要であると。それを阿蘇市が国の交付金を活用して、その交付金を取ってきて、集落に管理を委託している。いわば住民自治組織をうまく活用しながら安上がりに草原管理を維持しようと

しているというふうな形ではないでしょうか。阿蘇市が所有しているところであり、その最終的管理責任はやはり阿蘇市が問われてしまうというふうなことから出てきている話ではなかろうかというのが勝手な一つの仮説でございます。間違っているとは思いますが、どうぞ以上です。

(白石) ありがとうございます。交付金を持っているそういった自治体と牧野組合との関係というところで、自分ではなかなか気づいていなかった点をご指摘いただきました。

ただその交付金の使途につきましては、ほとんど実費をペイするという形で使われていますので、それが組合員の収入になるので続けていこうという点は中山間等直接支払に関しては働いていないのではないかとというのが決算書からの分析ではわかっています。

多面的交付金についてはもう少し分析が必要ですが、まだ分析が足りていませんので、追加していきたいと思います。ありがとうございます。

(佐藤) ありがとうございます。時間もきましたので終わりたいと思います。報告の中で、Iターン者が牧野管理に関わっているという話もできましたが、林業組織であるNPO法人ふるさと創生です。この組織は事業拡大をしていっている、そうした林業のNPOが牧野管理まで担っているという点は正直驚いたところです。

今後ともぜひ研究を進めていただいて、森林管理との関係なども議論していくと面白いのではないかと思います。有難うございました。

インド・ウッタラーカンド州の森林管理 —森林パンチャーヤト (Van Panchayat)の事例から—

日本経済大学 経営学部教授
東京大学大学院 農学生命科学研究科 研究員
長濱和代

2022/12/5 自己紹介 2

【経歴・学歴】
 2011年3月まで 東京都で小学校 教諭 (荒川区・足立区)
 2013年3月 筑波大学大学院 修士 (環境科学・EDLプログラム) 修了
 2018年9月 東京大学大学院 博士課程 単位取得退学
 2021年4月 筑波大学大学院にて博士 (農学) 取得

【現在】
 2018年4月から 筑波大学 非常勤講師
 2020年4月から 日本経済大学 経営学部 経営学科 教授
 2021年7月から 東京大学大学院 農学生命科学研究科 共同研究員

2022/12/5 内容 Content 3

内容 Content

1. 長濱の研究の背景
 課題1: 世界の森林はなぜ減少するのか?
 課題2: 森林資源に依存している人たちはどのように森林を管理しているのか?
 —インド・ウッタラーカンド州の森林管理
2. 研究テーマの紹介
 —森林パンチャーヤトにおける資源管理
3. 研究による社会的貢献

2022/12/5 1. 長濱の研究の背景

2006年 小学校教員時代 ケニアのマングローブの森へ

世界の森林は減少中!
 地球温暖化は進行している!
 どう対処したらいいの?
 途上国の環境問題を知る

Earthwatch (NGOアースウォッチ) 主催の花玉の教員フェロেশップ



2022/12/5 課題1 世界の森林はなぜ減少するのか? 6

人口増加と貧困 → 森林の農地・牧草化
 → 薪や炭の利用の増加
 ↓
 木材消費量の増加
 焼き畑による農業
 違法な伐採

森林火災

http://watahinomori.jp/study/basic_01-3.html

2022/12/5 森林資源に依存して生活する地域の人々 7

課題2 森林資源に依存している人たちはどのように森を利用しているの?

Field survey 2013, Uttarakhand in India

2022/12/5 インドの森林資源の利用 1. 薪炭材 (薪や炭などの燃料) 8

薪採取とは小枝を刈るのであり、樹木の伐採ではない



インドの森林資源の利用
2. (堆肥) 肥料



インドの森林資源の利用
3. 飼い葉 (家畜のえさ)



インドの森林資源の利用
4. 果物・木の実などの林産物



●小括
インドの森林資源の利用

- 薪炭材
- 肥料
- 飼い葉
- 林産物の収集 (建築用材等の立木伐倒)

Field survey 2015 (Uttarakhand in India)

住民参加型森林管理 (CBFM: Community-based Forest Management)

政府の関与 → 「森林資源の共同管理」の世界的潮流

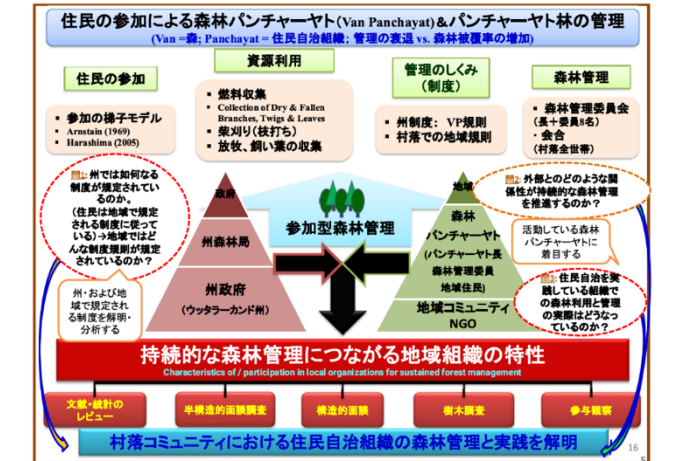
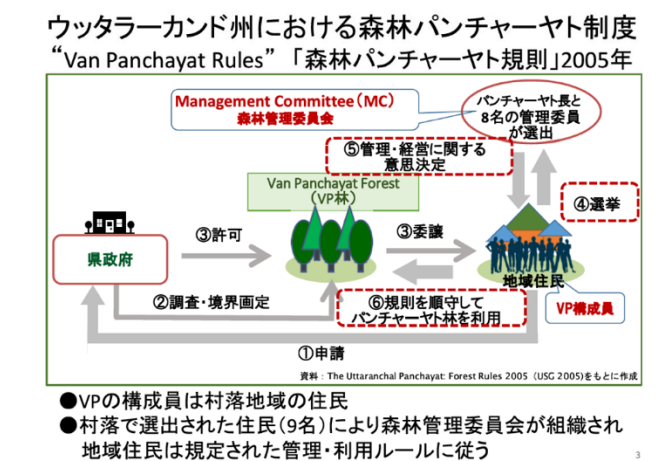
ウッタラーカンド州に存在する森林パンチャヤトに着目

2. 研究テーマの紹介

森林パンチャヤト (Van Panchayat: 以下、VP)

ウッタラーカンド州の森林被覆率: 約45% (「州森林統計」では71%)
インド全国の森林被覆率: 23.8%
(左図: FSI 2019「国家森林統計」より)
<https://fsi.nic.in/fsr19/voit1/chapter2.pdf>

- 森林パンチャヤト (VP): 森林を管理・利用するための住民自治組織、他州にはない
- 1931年「VP規則」州によるVP制度の制定
- パンチャヤト林 (Panchayat forest) 以下、VP林) VP制度において住民が管理して利用できる林地



問1: 州では如何なる制度が規定されているのか。
(住民は地域で規定される制度に従っている)
→ **地域ではどんな制度規則が規定されているのか?**
What kind of system is stipulated in the state? (Local people follow the system prescribed in the area)
→ What kind of institutional rules are stipulated in the area?

問2: 外部組織とのどのような関係性が持続可能な森林管理を推進するのか?
What relationships with the outside organization promote sustainable forest management?

問3: 住民自治を実践している組織での森林利用と管理の実際はどうなっているのか?
What is the reality of forest use and management in organizations practicing local autonomy?

地域組織のどのような特性が持続的な森林管理につながるのか?

→ 地域住民の参加における如何なる要因が持続的森林利用と管理をもたらすのか

第1章 世界の森林減少と 参加型森林管理

第1章 1. 研究課題
SDGs and Decline in Tropical Forests:

国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)の目標13および目標15 United Nations Sustainable Development Goals (SDGs) Goal 13 and Goal 15

- ✓ 世界の気候変動における具体的な対策において、森林資源保全に関する政策は、国際社会で認識された喫緊の課題
- ✓ 途上国における森林減少の課題は解決されておらず、どんな経済活動が森林消失をひき起こしているのか、その活動に関わっているのは誰なのか、森林消失の原因究明においては、多くの利害関係者が存在

アジア、アフリカ、南アメリカなど途上国地域で熱帯林の林地が減少 Tropical forests are declining in developing country, eg. Asia, Africa and South America

- ✓ FAO(国連農業食糧機関)の2020年度の報告書によれば、世界の森林の減少速度は、減速傾向にあるが、インドや中国など一部地域の植林による林地の増加を考慮しても、依然として森林減少は大きな課題

第1章 第1節
2. CBFM 2.1. Background

本研究の視座①

Common definitions and concepts about terms

なぜ、今、参加型森林管理(CBFM)なのか?

Why is it now community-based forest management (CBFM)?

持続的な森林管理のためにアジア・アフリカ諸国で参加型森林管理が導入

【参加型森林管理における課題】

・政府が実施してきた森林管理の住民への委譲であるにもかかわらず参加型森林管理は適切に管理されていない

Despite the delegation of forest management to residents by the government, participatory forest management is not properly managed

・社会林業、コミュニティフォレストリー、PFM、CBFM、JFMなど様々な形態があり用語について、国際社会における共通の定義と概念が存在しない

There are various forms such as social forestry, community forestry, CBFM, and JFM, and there is no common definition or concept in the international community for terms.

・参加型森林管理の始まりとして認識されている社会林業@インドなのか
Is CBFM recognized as the first participatory forest management social forestry in India?

第1章 第1節

2. CBFM
2.2. Literature Review

文献レビュー(1):

参加型森林管理についての共通の定義と概念

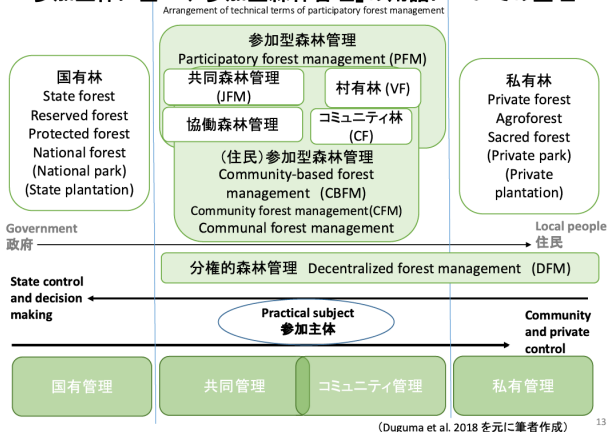
Common definitions and concepts about terms

- ・**社会林業:** 農地管理やコミュニティフォレストリーを含む広い概念 (Hobley 1996)、薪炭材の供給など自給用ニーズを充たすことを目的とした造林 (Arnold 1992)、1970~80年代に東南アジアで実施されたトップダウン型の住民を巻き込んだ森林管理政策用語 (井上 2004b)、地元住民に森林利用権を付与 (永田 2003)
- ・**コミュニティフォレストリー:** コミュニティ主体のボトムアップの森林管理 (齊藤・井上 2003)
- ・**参加型森林管理:** 地域住民の福祉の維持・目的とする参加型の林業活動の総称 (井上 2003)
- ・自主的な住民の活動を活用して森林の持続的な維持管理を図る (佐藤 2005)
- ・**分権的森林管理:** 森林管理の分権化という点に着目し、住民が参加する森林管理 (Balooni and Inoue 2007)
- ・**協働森林管理:** 「パートナーシップ」という点に重点、小規模なコミュニティによる森林管理から公共資源へのアクセスを念頭に置いた大規模な森林管理への展開 (Carter and Gronow 2005)

国際社会で認知されている共通の定義は存在しない (Arnold 1992; Hobley 1996; FAO 2011)とされるが、用語について整理する必要がある



参加主体に基づく「参加型森林管理」の用語についての整理



第1章 第1節

2. CBFM
2.2. Literature Review

文献レビュー(2): 山内(2015)による

CBFMの3つの類型(研究視座②)

Three types of CBFM by Yamauchi (2015)

1. 政府が実施してきた森林管理への住民の参加 (X→W)
→ **VP?**

Residents' participation in forest management implemented by the government (X→W)

2. 実質的に森林管理が行われていなかったところでの新たな森林管理の設定 (Y→W)

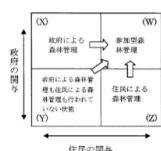
New forest management settings where forest management was not practically performed (Y→W)

3. 住民による伝統的・慣習的森林管理の合法化 (Z→W)

Legalization of traditional and customary forest management by local people (Z→W)

政府の関与を縦軸、住民の関与を横軸として、VPを位置づける時、(X→W)に分類できるが → 政府が関与するから「参加型森林管理」となりえたのか?

When positioning VP with the involvement of the government on the vertical axis and the involvement of the local people on the horizontal axis, it can be classified as (Z→W). Could it be "CBFM" because the government involved?



第1章 第1節 2. CBFM
2.3. Deployment and types of CBFM in each country

各国の参加型森林管理から (from CBFM in each country)

・参加型森林管理を「政府と住民が関与する森林管理」と定義
 ・住民の関与を伴う多様な森林管理を包括する概念として「参加型森林管理」を用いる
 Defined as "forest management involving government and local people"
 -Use "CBFM" as a concept that includes various forest management of the involvement of residents.

- ・森林政策全体における参加型森林管理の位置付けは国・地域による異なる
- ・各国で国全体の森林管理における参加型森林管理の意義を再確認することが課題。(山内 2015)
- ・参加型森林政策における「形式知」による「暗黙知」の無力化という問題(根本 2017)

各国で実施されている**参加型森林管理は持続的森林管理の実現が目的** CBFM aims to realize sustainable forest management

第1章 第1節 2. CBFM
2.5. CBFM review theory

参加にかんする議論
Discussion about participation

参加型森林管理や参加型開発やでは、「意思決定への参加」という高位の参加が重要視され望ましい (Leeuwis 2000, 井上 2003)

参加型開発見直し論

参加型森林管理においても必ずしも意思決定に参加しなくても参加型森林管理から生活の安定・向上に必要な便益を得ることは可能であると考えられる。また、意思決定の機会はコミュニティのメンバーに平等に与えられるべきであるが、住民が意思決定に参加しないことを選択する場合は、それが尊重されるべきであり、参加しない住民がいてもその状況は不公平とはいえない(山内 2014)



参加とは、「意志決定への参加」だけではない
Participation is not just "participation in decision making"

第1章 第1節 2. CBFM
2.7. Local Organizations: COMMONS (Common-pool resource)

コモンズ論
Common-pool resource Theory

- ✓ 共用資源 (common-pool resource) 管理論: 森林は共用資源
- ✓ コモンズ論: オストロムら (Ostrom 1990; Gibson et al. 2000) によって主導
- ✓ 「設計原理」: 市場や政府ばかりでなく、世界の数多くのコミュニティや地域の人々の役割に着目した資源管理制度
→ 地域資源を地元の人々が利用して管理することが前提、「入れ子状の組織」、「多層構造を持つ関係性」が指摘
- ✓ 「協治」と「設計指針」
Inoueら (Inoue and Shirakoti 2015) により主導
複数の国の事例地域住民の権利および主体性を重視資源とのかかわり度合に応じた多面的なアクターによる重層的ガバナンスの主張
「自律性」と「依存度」の指標軸をもとに、各国・地域を図の象限に位置づけ



→ 持続的森林利用と管理の要因はこの2つの要素に限定されるのか

第1章 第1節 2. CBFM
2.9. Local Organizations

地域組織と参加型森林管理(研究視座⑤)
Community organization and CBFM

住民組織における「基礎集団」(在地組織)と「機能集団」(開発組織)

Basic group (local organization) and Functional group (development organization)
Ownership system or granted system in Local people's organization

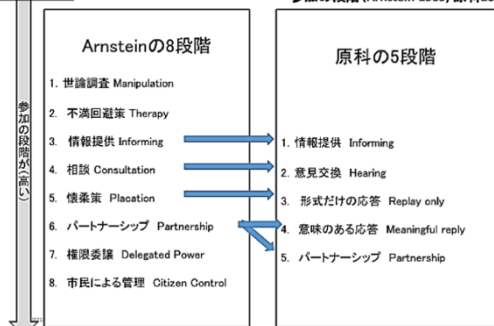
VPは開発組織なのか?
地域住民が主体となる発展の道を模索する際には、地域社会の自己組織力が投影された内発的な在地組織の役割が重要 (Blunt and Warren 1996; Hoff and Stiglic 1933)

地域組織としての政府組織と非政府組織 (NGO)
Government and non-governmental organizations (NGOs) as regional organizations

第1章 第1節
2. CBFM
2.4. Definition of Participation

参加の種類と定義(研究視座③)
Types and definitions of participation

- ・参加の類型(井上 2001; 2003)
- ・参加の段階(Arnstein 1969; 原科2005)



森林管理への住民参加の知見で捉える時、さらに高い参加として「市民(住民)による行動」についての記述と分析が不足

第1章 第1節 2. CBFM
2.6. Definition of SFM

持続的森林管理とは?(研究視座④)
(What is sustained forest management?)

FAO (2015)、ITTO (2006) の定義から
本論文での持続的森林利用と管理の指標
Indicators for sustainable forest use and management by Nagahama

- ① 住民による森林管理が継続される
Forest management by local people will be continued
- ② 住民により実践される森林管理が持続的森林管理に結びつく
Forest management implemented by local people leads to sustainable forest management
- ③ 住民の生活の安定と生計に貢献する森林管理活動が継続される
Forest management activities will be continued, that contribute to the stability of life and maintenance of livelihood of local people

第1章 第1節 2. CBFM
2.8. Women and SC

女性、SC(指定カースト)やST(指定部族)など
底辺層の人たちの声
Voices of women, SC (Scheduled Castes) and ST (Scheduled Tribes)

- ・ジェンダーと森林保全
- ・コミュニティへの女性の参加がもたらす影響
- ・意思決定機関での女性の割合が高い場合、森林の状態が改善される
- ・全員女性である管理委員会の方が、他のグループに比べて森林の再生と樹冠の成長が優れている
- ・女性は、植物の種や製品の抽出方法など林産物に関する知識を活用して(男性より)多くのことを学ぶことが可能
- ・女性同士の協力関係が寄与している可能性が高いこと
- ・年長者の女性が管理委員であることが有意に影響を与える
- ・管理組織における女性の割合の高さが、政策や意志決定の場への女性の効果的な参加に影響

女性における森林統治(ガバナンス)は森林資源の改善に寄与 (Agrawal B. 2001; 2006; 2009)
理論研究においては、底辺層の人々の声が捨象されてしまう傾向が指摘

第1章 第1節 2. CBFM
2.10. Deployment in India & VP

インドでの展開とVP
Deployment in India and VP

1970年代の社会林業、1988年以降の共同森林管理以前に英国植民地時代に創出された参加型森林管理の事例
→VPに着目

- ・インドでは、ヒマラヤ山麓に位置するウッタラーカンド州で、地域住民によって組織された森林管理自治的組織として、VPが植民地期から存在
- ・VPは、参加型森林管理における組織の先駆け (Ballabh et al. 2002; Balooni et al. 2007 他)

【(村落)パンチャーヤト】

- ・インドの村落では、地方自治・行政機構としての(村落)パンチャーヤト(Panchayat)が機能
- ・森林管理を主とする森林パンチャーヤト(Van Panchayat)と別集団
- ・機能集団、地域行政の執行機関として位置づけ、VPにも影響

既往研究

Literature Review

②森林パンチャヤト
VP: Van Panchayat

第1章 第2節
先行文献
1. Literature Review of VP

VPに関する既往研究(1)

Previous studies on VP

- >VPは民主的かつ自律的な地域組織
- >VP制度はコミュニティによるCBFMの成功例
- ・各村落において森林パンチャヤトごとに選挙で選出された村民により森林管理委員会が組織され、そこで定められた管理・利用ルールに従うという間接的民主主義の形態 (USG 2005)
- ・森林パンチャヤトに関する制度は、住民参加による森林管理の先駆け (Ballabh et al. 1998; 2002)
- 他の国・地域で管理される国有林地区分と比較してVP林には住民に大きな権利・権限が付与
- ・VP制度は地域住民自身が資源統治の主体(subject)となる近代社会における新たな統治技術、**規制的共同体(the regulatory community)**としてVPを位置づける (Agrawal 2005)

23

24

第1章 第2節
先行文献
1. Literature Review of VP

VPに関する既往研究(2)

Previous studies on VP

- >1990年代以降、**住民主体の森林管理の減退傾向が報告**
- ・VPの実態に関してはその管理体制は多くの村落で活動的でない (Saxena 1995; Somanathan et al. 2005; Baland et al. 2010 他)
- ・地域の人々の地域規則への無関心 (Balooni et al. 2007)
- ・州政府の支配の増大と脆弱な支援のしくみと住民の自律性の欠如や森林管理委員会内部での激しい対立 (Ballabh et al. 2002)
- ・VPが森林管理主体として適切に活動を行っているか疑問 大田・増田 (2014)
- ・森林の地域ガバナンス(地域森林資源管理)の低下 (Sarin 2001)

25

第1章 第2節
先行文献
1. Literature Review of VP

VPに関する既往研究(3)

Previous studies on VP

- >森林の劣化と資源量についての議論
- ・飼料(家畜の餌)などの生活に必要な林産物需要の増大と良く管理されてきたパンチャヤト林での広葉樹林の減少 →**パンチャヤト林の量的および質的な劣化** (Balloni et al. 2007)
- ・森林パンチャヤトの管理における適切な森林面積について 一世帯あたり約0.5haが必要 (Agrawal 2001)
- 樹種の種類や必要な材積量については議論されていない**

26

2022/12/5 37

既往研究への貢献

- ✓ 既存研究における女性、SC(指定カースト)やST(指定部族)など**底辺層の人たちの声が拾えられてしまう傾向**
- ✓ 管理する側の管理する側の研究や統計が多数であり、**森林を利用している人たちの利用実態における質的研究は稀少**
- ✓ 集約的管理における適切な森林面積では世帯あたり約0.5haが必要 (Agrawal 2005) であるが、**生活に必要な樹種や資源量は不明瞭**
- ✓ 地域住民の自律性の欠如、森林管理委員会内部での激しい対立等の問題 (Ballabh et al. 2002) はあるが、**持続的な森林管理組織の要因を導く研究は稀少**
- ✓ 参加の指標における他の要素の提案



(インド・ウッタラーカンド州、2013年)


2022/12/5 38

研究目的

コミュニティ林の管理と利用および住民の意識の比較から持続的森林管理の特性を明らかにする

↑

地域組織のどのような特性が持続的な森林管理につながるのか



地域研究および森林政策分野に寄与

2022/12/5 39

研究調査地の概要



活動的な森林パンチャヤトが存在する4村落で調査を実施

調査対象地を北インドのウッタラーカンド州に設定

2022/12/5 40

データの収集の方法



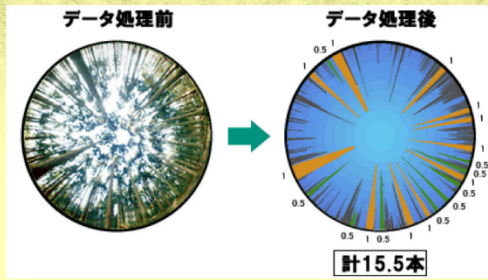
1. 文献/統計収集
法律・規則の理解と分析
各ステークホルダーへのインタビュー

2. 半構造的インタビュー調査
世帯調査
(村落世帯数の80%以上)

3. 毎木調査
GPSによるプロット
ビッターリッヒ法
魚眼レンズを用いた樹木調査

2011年以降、ウッタラーカンド州に毎年2週間~1か月滞在

魚眼レンズ



魚眼レンズで撮影した写真を使って、
ピッターリッヒ法（定角測定法）による算出ソフトにより
樹木の断面積から材積量(m³/ha)を計算

第2章 州の森林制度と 地域規則の展開

(RQ 1&2)

第2章 RQ1&2

ウッタラーカンド州13県におけるVPの分布

Distribution of VP in 13 provinces of Uttarakhand

地方	県	全面積 (km ²)	人口 (千人)	人口増加率 (%)	全森林面積 (km ²)	村落数	VP数	VP林面積 (km ²)
Garhwal ガルワール	Tehri	3,642	620	2.4	3,216	1,868	1,332	132
	Uttarakashi	8,016	330	11.9	7,217	710	644	73
	Pauri Garhwal	5,329	790	1.4	3,851	3,483	2,431	528
	Dehradun	3,088	1,700	32.3	2,018	771	215	77
	Rudraprayag	1,984	240	6.5	1,804	690	574	207
	Chamoli	8,030	390	5.7	5,061	1,252	1,082	1,884
Kumaon クマオン	Haridwar	2,360	1,890	30.6	724	636	0	0
	Almora	3,139	620	1.3	2,362	2,294	2,194	699
	Bageshwar	2,246	260	4.2	1,102	948	822	388
	Champawat	1,766	260	15.6	1,323	721	629	312
	Pithoragarh	7,090	480	4.6	2,053	1,678	1,666	871
	Nainital	4,251	950	25.1	2,982	1,160	495	281
U. S. Nagar	2,542	1,650	33.5	938	708	0	0	
合計		53,483	10,180	13.1	34,651	16,919	12,089	5,449

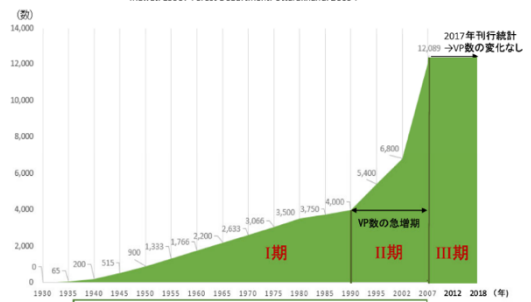
> VP林の総面積は2011年時点で約5,450 km²であり、州の林地面積の約16%
> 州内3分の2の村落においてVPが組織されている

(UFD 2007/2014, Census of India 2001/2011)

第2章 RQ1&2

VP数の変遷

Change of the number of Van Panchayat
(Rawat, 1999: Forest Department, Uttarakhand, 2009)



1990年以降にVP数が急増
→JFM(森林共同管理)の導入は1988年以降

第2章 RQ1&2

ウッタラーカンド州における国有林地区分と管理主体

National forest area and management entity in Uttarakhand

林地区分	管理主体	2011年面積 (km ²)	2018年面積 (km ²)
画定林 Reserved forest	【州】 森林局 Forest department	24,260.78	24,264.65
保護林 Protected forest	【州】 森林局 Forest department	98.61	154.02
パンチャヤト林 Panchayati forest	【住民】 森林パンチャヤト Van Panchayat	5,449.64	7,350.85
市民林 Civil/Soyam forest	【州】 収税局 Revenue department	4,768.70	4,768.70
私有林 Private forest	【住民】 個人 Private individual	123.56	123.56
未区分林 Non-classified forest	未区分 Non-classified	55.41	1,444.51
林地の合計 Total	合計 Total	34,651.01	37,999.60

> 州森林統計によるウッタラーカンド州の森林被覆率は約71% (「国家森林統計」では約45%)
> 画定林・保護林は州森林局が管理、VP林は住民が管理
> VP林管理は約7,351 km² (州の林地面積の約19%)

(UFD 2011; 2018から作成)

第2章 RQ1&2

VP林管理と2018年の面積増加理由

Reason for increase in Panchayat forest area

【2011年 州森林統計】

Reserved forest recorded in SL No (1.2.2.1): 139.7(m²)
Reserved forest which is completely recorded in VPs: 348.1 (m²)
Protected/Civil & Soyam forest: 4,961.9 (m²)
Total: 5,449.6 (m²)

【2018年 州森林統計】

Reserved forest recorded in SL No (1.2.2.1): 139.7(m²)
Reserved forest which is completely recorded in VPs: 2,248.3 (m²)
Protected/Civil & Soyam forest: 4,961.9 (m²)
Total: 7,349.8 (m²)

> VP林は画定林(Reserved forest)、保護林(Protected forest)、市民林(Civil & Soyam forest)から構成され、市民林が最大面積を占める。
> VP数の変化はないが、VPとして記録されている画定林地が増加

第2章 RQ1&2

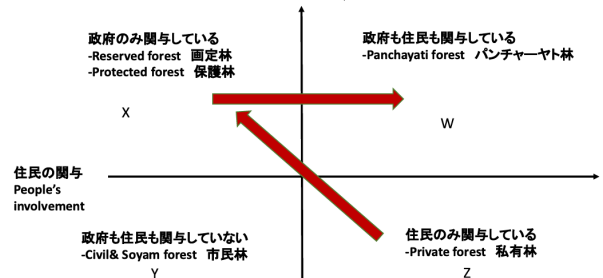
州の森林利用と林野制度の変遷

年	インド全体	ウッタラーカンド州
植民地期以前	明確な所有権なし	
1810年代	各村落の区域の画定を実施開始	
1817年	インド森林法 (Indian Forest Act)	
1823年	村落の境界が画定	
19世紀後半	(英領インドで鉄道網が発達)	
1877年	1700km ² がインド森林局の管轄下	
1878年	インド森林法 (Indian Forest Act)の改定 (現行法)	
1890年	(ヒマラヤ山の商業的採取開始)	
1911年	7500km ² が新たな画定林対象	
1910年代	画定林がClass I林とClass II林に分類	
1916年	1925年 森林局年次報告書	(大規模森林火災が発生)
1921年	Class I林は政府の有効な管理下に置かれないこと	(大規模森林火災が発生)
1921年		クマオン森林事情処理委員会の結成
1924年		約8000km ² の画定林が増加
1925~1926年		5000km ² がClass I林とされる (主として広葉樹)
1920年代後半		森林パンチャヤトの形成 (VPが試験的に形成)
1931年		森林パンチャヤト制度の制定
1976年		森林パンチャヤト制度の改正
1980年		森林保全法 (Forest Conservation Act)の制定
1988年		共同森林管理(Joint Forest Management)が始まる
2001年		森林パンチャヤト制度の改正
2005年		森林パンチャヤト制度の改正
2012年		森林パンチャヤト制度の追加規則

第2章 RQ1&2

VP林地の形成過程

Panchayati Forest formation process



1800年代後半 住民が慣習的に利用してきた林地が画定林地化 (reserved) (Z→X)
1920年代後半 政府はその一部をClass I林として住民に権利を委譲、
森林パンチャヤトが形成 (X→W) →1932年 VP制度
住民が利用していた土地を画定林地化した後、政府が住民にVP林として譲渡 (Z→X→W)

第2章 RQ1&2

研究調査地として選択した県の概要

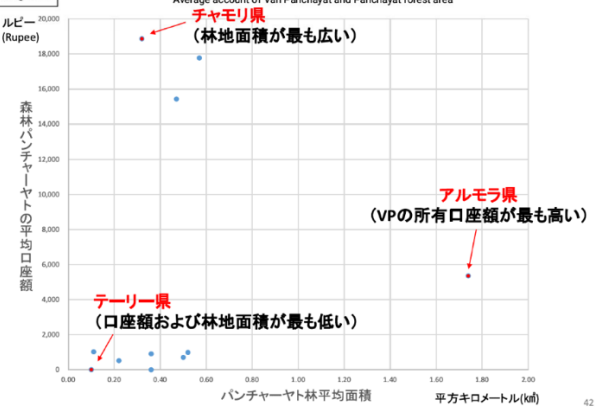
Outline of the prefecture selected as the research site

地方	県	VP数	VP林面積 (km2)	VP口座額 総計 (千Rp.)	平均VP林面積 (km2)	平均VP口座額 (Rp.)
ガルワール Garhwal	デーリー Tehri	1,332	132	0	0.10	0
	ウッタラカシ	644	73	660	0.11	1025
	ポーリー	2,431	528	1,260	0.22	518
	ディラドーン	215	77	0	0.36	0
	ルドラブラヤグ	574	207	520	0.36	906
クマオン Kumaon	チャモリ Chamoli	1,082	1,884	5,790	1.74	5351
	ハリドワール	0	0	0	NR	NR
	アルモラ Almora	2,194	699	41,400	0.32	18870
	バゲシュワール	822	388	12,690	0.47	15438
	チャムパワット	629	312	440	0.50	700
合計		12,089	5,449	73,210	0.45	6056

(Uttarakhand State Government 2007)

第2章 RQ1&2

VPの平均口座額とパンチャーヤト林面積



第2章 RQ1&2

選択した4村落の特徴

Characteristics of the selected 4 villages

県名	村落名	推薦	マイクロプラン	会合の開催	VP長の特徴
デーリー	D村	FD 森林局	あり	年に3~4回	現VP長がVPを設立 マイクロプランの作成に関与
アルモラ	G村	NGO (現物は未確認)	あり	年に3~5回	前VP長が女性 若手男性が現VP長
チャモリ	K村	CAMPA	あり	毎月	運用中のマイクロプランの作成者
チャモリ	M村	CAMPA	あり (現物は未確認)	毎月	祖父が初代VP長としてM村にVPを設立、父親は前VP長、現VP長は3代にわたり役職が世襲

注1: FD: 森林局、NGO: 非政府組織、CAMPA (Compensatory Afforestation Management and Planning Authority): インド政府の下部組織
 注2: 構造的な面談調査開始時 (D村は2012年、7月、G村は2013年10月、K村は2014年6月、M村は2015年6月) の特徴を記載。

第2章 RQ1&2

各村落における規則の比較

Comparison of regional rules in each village (Field survey 2013-2015)

情報・規則	D村	G村	K村	M村
パンチャーヤト林面積	20ha	87ha	56ha	45ha
組織の設立年度	1993年	1937	1972年	1953年
Logging 立木の伐採	禁止	禁止	禁止	禁止
Lopping 柴刈り	可能	禁止	禁止: 12-1月 (限定的)	可能
Grazing animals 放牧	可能	可能	可能	可能
飼い葉(家畜用)収集	可能	可能	可能	可能
(落ちている)小枝の収集	可能	可能	禁止: 11-12月 (限定的)	可能
Regulated period 規制されている期間	-	-	閉鎖: 12-10月 (翌年)	-
Regulated place 規制されている場所	-	-	1年目: 開放 2年目: 閉鎖	-
Chowkidar 森林監視人	-	あり(男性)	あり(女性)	あり(男性)
Penalty for offender 違反者への罰金	-	-	あり	あり
マイクロプラン	あり(2003年版)	不明	あり(2014年版)	あり(現物なし)
他の組織からの支援	なし	NGO***	CAMPA*	JFM** and CAMPA*

>すべての村落で立木の伐採が禁止されるが、柴刈り(小枝の収集)や飼い葉収集は許可
 =>生活の安定と生計に貢献する重要な規則
 >K村ではCAMPA(政府組織)から支援を受けてマイクロプラン(森林管理プラン)を作成

第2章 RQ1&2

K村におけるパンチャーヤト林の利用 (2014~2015年)



第2章 RQ1&2

森林管理における構成員(住民)の参加人数

people's participation in forest management

参加についての質問項目	回答	D村 (n=42)	G村 (n=14)	K村 (n=31)	M村 (n=12)	合計 (n=113)
1. Name of VP leader	Known 認知している	38	10	31	25	104
	Not known 認知していない	4	4	0	0	8
	NA 無回答	0	0	0	1	1
2. Participation of VP meeting	Yes 参加している	32	10	31	25	98
	No 参加していない	10	4	0	0	14
3. Meeting days / year	Actual 開催日数(年間)	4	4	12	12	-
	Average 村ごとの平均	1.3	2.3	10.1	12.0	-
4. Attitude at meeting	Be present その場にいる	15	4	2	1	22
	Ask opinion 意見を尋ねる	2	0	4	4	10
	Express opinions, taking initiatives 意見を表明する	7	3	7	13	30
	Have voice, influenced decisions 声を出して決定に影響を与える	4	4	8	6	22
	Ask to undertake specific tasks 特別な役割のために質問する	1	3	10	1	15
	NA 無回答	13	0	0	1	14
5. Micro-plan 森林管理プランの認知	Know 認知している	14	11	5	6	36
	Not known 認知していない	28	3	26	19	76
	NA 無回答	0	0	0	1	1
6. Participate in micro-plan 森林管理プラン作成への参加	No 参加したことがない	30	3	31	21	85
	Yes 参加したことがある	12	11	3	4	32
	NA 無回答	0	0	0	1	1
7. Ment/Benefit of MC activity 森林管理委員会への参加のメリット	No 利益はない	39	8	29	20	96
	Yes 利益がある	3	6	2	5	16
	NA 無回答	0	0	0	1	1

第2章 RQ1&2

【参加のレベル】 Participation level

Form of participation at the meeting and situation in each village

参加の形態	D村	G村	K村	M村	合計
Be present その場にいる	15	4	2	1	22
Ask opinion 意見を尋ねる	2	0	4	4	10
Express opinions, taking initiatives 意見を表明する	7	3	7	13	30
Have voice, influenced decisions 声を出して決定に影響を与える	4	4	8	6	22
Ask to undertake specific tasks 特別な役割のために質問する	1	3	10	1	15
NA 無回答	13	0	0	1	14
Total 合計	42	14	31	26	113

参加のレベル: 低 (Be present) から 高 (Have voice, influenced decisions) まで

- 森林/パンチャーヤト長の認知 (4村113名中、104名) 92%
- 森林管理委員会が主催する会合の参加 (4村113名中、98名) 87%
- 会合での意見表明 (「その場にいる」以外の回答: 4村113名中、77名) 68%
- 森林活動への参加 (D村42名中、「植林活動」に27名) 64%
- マイクロプラン(森林管理プラン)の認知 (4村113名中、36名) 32%
- マイクロプラン(森林管理プラン)作成への参加 (4村113名中、30名) 27%

第2章 RQ1&2

会合での参加の形態と各村落での状況

Form of participation at the meeting and situation in each village

参加の形態	D村	G村	K村	M村	合計
Be present その場にいる	15	4	2	1	22
Ask opinion 意見を尋ねる	2	0	4	4	10
Express opinions, taking initiatives 意見を表明する	7	3	7	13	30
Have voice, influenced decisions 声を出して決定に影響を与える	4	4	8	6	22
Ask to undertake specific tasks 特別な役割のために質問する	1	3	10	1	15
NA 無回答	13	0	0	1	14
Total 合計	42	14	31	26	113

>D村では、その場にいるだけの住民が36パーセント(15名)
 >K村では、特別な役割のために質問する住民が32パーセント(10名)、
 声を出して決定に影響を与える住民が26パーセント(8名)おり、半数以上の
 住民が意志決定に影響を与えている



VPの管理・経営に関する意思決定の場
Decision-making on the management of forest panchayats

VPの構成員(村落住民)による会合(各世帯から1名が参加)
Meeting by VP members (village residents)
(one person from each household participated)

VP Sarpanch
VP長

VP Chowkidar
森林監視人
(構成員から委嘱)

MC members
森林管理委員

MC (Management Committee) Members
森林管理委員(全9名)
VP長(1名)+森林管理委員(8名)

第2章 RQ1&2 **パンチャヤト林内でのおもな樹木の種類**
Main types of trees in the Panchayati forest

Legend: ■■■■ Very dense forest, ■■■ Moderate dense forest, ■■ Open forest, ■ Scrub, ■■■■■ Non forest

Plot	English 英語名	Japanese 和名	Hindi Hindi 語	Academic name 学術名	Use 用途	VP林			
						D	G	K	M
1	Oak	オーク	Banji	<i>Quercus leucotrichophora</i>	2,3,4	■	■	■	■
2	Pine	マツ	Chir	<i>Pinus roxburghii</i>	2,4	■	■	■	■
3	Box myrtle	コケモモ	Kaffal	<i>Myrica esculenta</i>	1(果実),3,5	■	■	■	■
4	Himalayan cedar	ヒマラヤスギ	Deodar	<i>Cedrus deodara</i>	4	■	■	■	■
5	Rhododendron	ツツジ	Brams	<i>Rhododendron arboretum</i>	1(花),3	■	■	■	■
6	Pyrus	ヤマナシ	Mehal	<i>Pyrus pashia</i>	1(果実),3	■	■	■	■
7	Berberis	ギザ	Kilmora	<i>Berberis asiatica</i>	3,5	■	■	■	■
8	Acacia	アカシア	Khair	<i>Acacia catechu</i>	3,4	■	■	■	■
9	Acacia	アカシア	Subabul	<i>Acacia nilotica</i>	3	■	■	■	■
10	Alder	ハンノキ	Utia	<i>Alnus Nepalensis</i>	4	■	■	■	■
11	Cypress	イトスギ	Srai	<i>Cupressus torulosa</i>	4	■	■	■	■
12	Angeri	ネジキ	Ayar	<i>Andromeda ovalifolia</i>	3	■	■	■	■

【用途】: 1: 食用Food, 2: 薪炭Firewood, 3: 飼料Fodder, 4: 建材For House, 5: 薬用Medicine, 6: その他Others

*FSI (Forest Survey of India) の定義により、(Very dense forest)は70% (モーセント)の樹冠密度を、「moderate forest」は40-70% (モーセント)、「open forest」は10-40% (モーセント)と、そして「scrub」は10% (モーセント)以下を示す

資料: 樹木の同定調査と世帯への面談調査を元に筆者作成

> どのVP林も**オークとマツ**が存在し、オーク林は他樹種と混交して成長
> オークは**人にも家畜にも利用**され、用途の幅が広い
> 植林地には商業的価値の高い樹木が植栽

第2章 RQ1&2 **地域住民の会合への参加に関する指標 (割合)**
Indicators of people's participation (by ratio)

指標	D村	G村	K村	M村
Importance of meetings VP長の認知(ダミー変数による割合)	0.92	0.71	1.00	0.96
Attendance of meetings 会合への参加(ダミー変数による割合)	0.76	0.71	1.00	0.96
Ability to influence decisions 意思決定への影響(5段階のリッカード尺度に基づくによる強さ: 0<rscl)	0.42	0.62	0.72	0.62
Frequency of meeting 会合の開催回数における参加日数(割合)	0.33	0.58	0.84	0.96-1.00
Merit/Benefit of MC activity 森林管理委員会への参加のメリットがある	0.07	0.43	0.06	0.19

K and M village: High level of participation
K村の世帯: 高段階の参加
✓ People are attending meeting every month
人々は毎月会合に参加している
✓ Having voice and influence in the group's decisions
集団での決議において、声を出して影響を与えている人たちの割合が高い

第2章 RQ1&2 **VP林における森林資源への依存**
Dependence on forest resources in VP forests

項目	D村	G村	K村	M村
1ha当たりの胸高断面積合計(m ³)	29.6	28	36	32.2-34.4
パンチャヤト林面積(ha)	20	87	56	45
パンチャヤト林の胸高断面積合計(m ³)	592	2,436	2,016	1,537
オーク林の胸高断面積合計(m ³)	584	1,406	784	320
全世帯数	51	22	32	35
平均世帯人数	6.8	7.0	6.0	6.4
世帯当たりのパンチャヤト林の胸高断面積合計(m ³)	11.6	110.7	63.0	43.9
世帯当たりのオーク林の胸高断面積合計(m ³)	11.5	63.9	24.5	9.1
世帯当たりのパンチャヤト林面積(ha)	0.39	3.95	1.75	1.29
新炭材の利用割合(%)	72.7	100.0	96.8	96.2
プロパングスの所有率(%)	58.5	28.6	70.1	7.7
世帯当たりの年間薪炭材消費量(kg/HH/year)	3,965	NA	2,738	5,194

> 世帯当たりのパンチャヤト林面積: D村は約0.39ヘクタール(3900平方メートル)で最小、G村は約3.95ヘクタール(39500平方メートル)で最大
> 燃料消費量: 最大値で年間およそ5.19トン(M村)、最低値では年間およそ2.74(K村)、G村を除く3村平均で年間およそ4.11トン
M村では比較して多く、森林資源への依存度が高い
→ M村の資源量に着目: オーク林の世帯当たりの胸高断面積合計は**9.1平方メートル**

第2章 RQ1&2 **考察 (RQ1): 州レベルと地方レベルのVPに関する制度の解明と分析(1)**
What is the process and creation of Van Panchayat rules at the state level and local level?

【州における制度】
> 植林地期に住民が慣習的に利用してきた林地が画定林地化、1920年代後半に住民に権利が委譲され、1932年の森林パンチャヤト制度に至る
> 4回の改正を経て規則が増加、共同森林管理が導入された1990年以降にVPの数が増加、パンチャヤト林管理下の画定林地面積が増加
→ 政府側がVPを直接的な管理下に置こうと機能

【村落における制度】
> 立木の伐採: すべての村落
> 柴刈り、飼料の収集、家畜の放牧: 村落により異なる
K村の事例: 細やかな管理規則、森林監視人の雇用、罰則の設定、全世帯が会合への参加、意志決定に影響を及ぼす発言
→ 構成員(住民)が規則を順守しようとする制度
G村の事例: CHEA(非政府組織)の支援に批判的な住民世帯が存在
「関わり主義」や「協治」の困難な面

第2章 RQ1&2 **考察 (RQ1): 州レベルと地方レベルのVPに関する制度の解明と分析(2)**
What is the process and creation of Van Panchayat rules at the state level and local level?

【VPの傾向】
> 存続年数が長い森林パンチャヤトは、パンチャヤト林面積が広い傾向
> 森林パンチャヤトの多くは、標高1,000-2,000メートルの範囲に分布
→ 平地や高域にはVPが必要とされない

【オーク林】
> 薪炭、飼料、建材、など用途が広く、生活の安定と生計に貢献
> 造林されたマツ林は乾期に森林火災の要因になり、他の植物が成長するため好ましくない条件となるが、オーク林は他樹種と混交して生態系サービスに寄与

【資源量と森林管理】
> オーク林の資源量が住民の管理への参加に影響を及ぼしていると考えられる
→ オーク林の資源量が住民の利用量を超過すると、森林管理への参加を低める可能性

第3章 村落での森林利用管理の実際と住民の意識 (RQ3)

第4章 森林パンチャヤトの資源管理における住民組織と参加

続きは、次の研究会にて発表予定です。
内容の詳細については、こちらの書籍をご覧ください。

『ヒマラヤの森はなぜ守られたのか
—インド・ウッタラーカンド州における森林パンチャヤトの資源管理—』
(九州大学出版会)

<https://iss.ndl.go.jp/books/R100000067-I000641860-00?locale=ja>

3. 研究による社会的貢献
研究の成果を社会へ役立てることはできるか?

Design Studio 2013 produced by Saito lab, The University of Tokyo Forest

研究のアウトリーチ活動 Action① 出前授業

- 小・中・高校、大学、予備校、施設などで研究プレゼン会の実施



山梨県甲斐市立竜王小学校 (2017)

学士会館 (2018)

研究のアウトリーチ活動 Action② 政策提言

農林水産省 林野庁

2019年1月～2021年6月 林政審議会委員 (公募)

メンバー:

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/attach/pdf/210422si-8.pdf>

【おもな内容】

- 日本の森林・林業政策について議論
- 森林・林業白書の精査
- 森林・林業基本計画の作成 (5年おきに改正)



研究のアウトリーチ活動 Action③ 環境探究研究会の立上げ

答えのない時代に、私たちはどう学ぶのか？

- ・ 学びの鍵はリフレクション (振り返り) にあり
- 『PC×Rサイクル』による指導原理と評価法

P: Problem solving

C: Conclusion

R: Reflection

学校教育や生涯学習の場で
ご活用ください！

「学校教育の未来を
切り拓く
—探究学習のすべて—」
環境探究学研究会
(合同出版)
2022年8月に刊行

<https://www.hanmoto.com/bd/isbn/9784772614979>



ご静聴ありがとうございました。

感想とコメントをお待ちしています。

長濱研究室 <https://nagahamakaz.net/>

連絡はこちら <https://nagahamakaz.net/contact/>



【質疑】

(佐藤) (司会) 発表の途中なのですが、時間の都合で本日は第2章までの発表とさせていただきます。長濱先生すみません。では、今までのところで権利関係やイギリスの植民地の関係で制度が出来上がってきて4つの村で対応が違うという話でした。まず州が決めた法律はどこまで、他は全部地元と住民の人たちが決めた制度なんですか。

(長濱) 地域住民の人たちでは、州の制度があるということを、特に管理委員会の人たちは理解していますが、世帯調査で聞き取りをしていると、州の制度があるのかどうか、州の制度が一体どういうものなのかを知らない世帯主の方が8割ほどです。

(竹内) 非常に基本的な質問ですが、森林パンチャーヤトは所持者は誰で、実物の誰が所有しているのかご教訓いただければと思います。

(長濱) 所有というのは森林パンチャーヤト林のことですね。その地域の営林署の方に申請をしていて、その場所はそもそも国有林地である場所がほとんどです。

その林地には3つのタイプがあって、リザーブドフォレスト(Reserved forest : 画定林)なのか、あるいはプロテクテッド・フォレスト (Protected forest: 保留林) なのか、シビル・アンド・ソヤム・フォレスト (Civil & Soyam forest : 市民林) なのか。それらの場所を営林署に申請することによってパンチャーヤト林地の管理となるので、パンチャーヤト (住民自治組織) であることから管理主体はその村落の住民、構成員となります。

(竹内) 管理は村落の住民、所有はどこですか？

(長濱) 所有は資料38スライドのように3つのタイプに分かれています。リザーブドフォレストの所有について、権利主体が誰なのかという話ですよ。ウッタラーカンド州の森林局ということになります。国有林の管理というところではその権利主体がウッタラーカンド州になります。

(嶋田) 保護林についてはいかがでしょうか？

(長濱) はい、こちらも全て州です。州の管理になりますね。

(竹内) もう1点。パンチャーヤト同士の関係、それが3章4章の話になってくるかもしれないですが、協力したりすることがあるのか。明確に対立することがあるのかそれについてご存知の範囲で教えてください。

(長濱) ありがとうございます。私がよく面談させていただくD村の森林パンチャーヤト長は、自分たちの村でうまく制度を活用できたから隣の村などに、「君たちのところも森林パンチャーヤトを作ったらいいじゃないだろうか」と提案してきたことが1990年代の初頭にありました。私が調査した2012年の時は、その地域の170余りの村落を束ねる森林パンチャーヤト長のリーダーに任命されていました。

これはケース (事例) なんですよ。比較的良好的な関係が私の調査地ではよく見られるとおもいます。

(佐藤) 村々入会みたいな係争はないんですか。境界を巡って隣の集落と権利を争うといったことは。

(長濱) それは聞いたことがないです・・・日本でいうと、村々入会というケースになるんですね。

(佐藤) それはもう上から決められているから、ないのでしょうか？

(長濱) 森林パンチャーヤトの場合、上からこういうふうなここを管理してくださいということではなく、自分たちでこの場所が荒地だから森林パンチャーヤトの管理にしたいとか、自分たちで「このエリアにこの境界で」と、申請します。営林署がその境界をどうするかということを決めるときにその長が立ち会って場所を画定していくということです。そこがジョイント・フォレスト・マネージメント (JFM) とは大きく違うということになっています。

(佐藤) わかりました。牧先生からご質問あるようです。

(牧洋一郎) (オンライン参加) そちらに (対面会場に) 野村先生とか江渕先生はいらしてありますか？

(佐藤) はい、いらしてます。

(牧) 長濱先生の報告で、私自身、入会の研究の少し方向が違っていただけではないかと後悔している部分があるんですけど。中尾先生がご存命なときに私は独学で入会研究に入ったんですけど。ドイツの **Gesamteigentum**、この関連から入ったんですけど、中尾先生がそうじゃなくて東南アジアとか東アジアの入会の比較研究が必要だということをおっしゃられたことがあったんです。中でもタイは戦前からの独立国であると。そして米作地帯であると。

それで今、インドの入会研究を長濱先生からお聞きしたんですけど、こういう比較研究を私は全然してこなかったもんだから、まず独仏の入会権を重点的にやったことは間違いだったのではなかろうか、むしろ東南アジアや東アジアを重点的に比較研究すべきじゃなかったのかと思っているんですけど。江渕先生はいかがでしょうかと思つて。

(佐藤) 指名ですので江渕先生いかがでしょうか。

(江渕) おっしゃるとおり、ドイツ語における **Gesamteigentum** の概念は日本法に非常に悪い影響を与えていますね。もう何の疑いもなく日本の入会はドイツの **Gesamteigentum** だって。あれは誰が言ったんですかね。えーと、古い講釈者が勝手に決めつけて、それが日本の民法学のエースの我妻栄先生に紹介されましてですね。

その前に石田文次郎という人、その方の **Gesamteigentum** 論そしてそれを我妻栄先生が自体はほとんど入会のことが分かってない人なんですけど、その人が言ったもんですから、全員がこのドイツの **Gesamteigentum** 論になんていうんですかね洗脳されまして、日本はそうだというふうな決めつけてあったんですよ。

いまだに民法学者や裁判官、弁護士たちは、そのドイツ法理論で頭が出来上がっていて、日本の民法規定の 263 条が中心なんですけど、ほとんど無視している。法規をほとんど無視しているんですよ。

したがって、やはり日本の法律学のヨーロッパ法を受け継ぐ傾向がひどすぎましたね。その結果、ひどい判決なんか裁判所で言い渡されるんですよ。裁判官の頭にもすね我妻栄が

描いた **Gesamteigentum** の論理しかないんですよね。

そこにきて、長濱先生のインド法の着目というのは、虚をつかれたと思いがしています。いやー、非常に期待を持ちたいと思います。インドの VP (パンチャーヤト林) ってどういうものなのか全く勉強していませんでしたので、目が開かれた思いがしています。

インドという遠い世界のような感じがするんですけど非常に共通点がある思いもするんです。

(長濱) そうですね。自然と一緒に生きるっていう、自然を管理したり支配したりするっていう思考ではなくて、私たち日本人と同じですね、共にどうやったら、一緒に在ることが、つながることができるか、うまく言えないですけども、ヨーロッパ的なその自然感とはやっぱり異なるところがやっぱりある。

(佐藤) その他に、牧先生。

(牧) 長濱先生、今日の報告をぜひ会紙に反映して、冊子を・・・。

(長濱) よかったらこの本は出たばかりで、今日 2 冊しか持ってこなかったんですけども、読んでみてください。九州大学出版会から出させていただきます。

(佐藤) 今、チラシをチャットで送りましたので、ご参考ください。ありがとうございます。では、高村先生お願いします。

(高村) 貴重な報告ありがとうございました。本は注文したので続きは本で勉強させていただきます。インドの森林パンチャーヤトについてはアルン・アグラワルの議論が国際コモンズ学会でも影響があるので、その点に興味を持ちました。

アグラワルによれば、森林を管理するコミュニティが先に存在したのではなく、森林パンチャーヤトを管理させるために作られた主体であって、ガバナンスの仕組の中で初めてコミュニティが構築されたとされます。

日本の入会では、近世の村がその後の入会の主体の土台になっていますが、森林パンチャーヤトでは、森林を国有、州の管理にした後に、州の許す範囲で森林を利用すれば、例えば立木を伐採しないという計画を立てて森林利用していくなら、コミュニティに利用権を与えるという考え方だと思います。他のアジアの国でもコミュニティフォレストという言い方で類似の仕組みがあるかと思っています。

長濱先生のご研究は、アグラワルのようにコミュニティが統治のために作られたというより、もともとの村落と森林パンチャーヤトには継続関係もあるし、住民が自治組織として主体性を発揮しているということを強調されているのでしょうか。

(長濱) ありがとうございます。アルン・アグラワルの「エンバイロンメンタリティ (Environmentality)」という本ですね。私も勉強させていただくことが多くて。ただ、私はやっぱり調査の最初の頃に、社会の底辺にいる人たち、特に森を利用する女性の人たちや SC (スケジュールド・カースト: 指定カースト) の人たちにたくさんお会いして、そういった人たちが森と共存して共生する。ある女性が森に行くと自分はとても貧乏で何も買えないんだけど、森に行くと森は全てを自分に与えてくれる。食べ物もそうだし住まいもそ

うだし。そういった森と女性の関わりに関心がある。

私は、本当はもっと経営やマネジメントにコミットすればいいと、意思決定における女性参加をすすめるのが自分の仮説としてあったんですけども、でもアジア的な思考の中で、必ずしもそういった場所に、女性は管理の場所にいなくてもいいのかな、という考えが頭を離れず、それは今でも解けないです。

ただ K 村の村寄り合いのような森林管理のための議論の場に行くと、女性がとても元気で女の人の 8 割ぐらいの方々が自分は森林管理委員ではない、管理委員もやったこともないけれども、自分と森との関わりについて「森は何でもくれるお父さんのような存在だ」という話もしたりする。そういったところを先生のご指摘のような点から、「女性と森」ということについて書くことにより、何か明らかになることがあるんじゃないかと考えているところです。非常にぼやっとしているので、また教えていただけたら幸いです。

(高村) よくわかりました。ありがとうございます。

(江渕) 日本の民法学者が悪いと言いましたけれども、日本の特に民法学者は、入会は古い時代のもので、壊れていく運命にあるんだ。だから今入会を研究しているようなやつはバカだとそう言わんばかりの言い方をしているんです。

考えてみたら、日本人と山林との関わり合いというのは何か変化が入り過ぎたような気がする。というよ、何か突拍子もないとこに行ったような気がする。

そうではなくて、実は密接につながってその中で生きていくという生き方があったんだということ、それがインドの例を持って示していただきたいんですよね。

(長濱) こうやって入会研究者の先生方と、特に法律を研究されている先生方とお話しさせていただくのが初めての機会、いろいろ文献を読んだりした有名な先生がこちらにもあちらにもいっぱいいらっしゃるって、今日は貴重な機会をありがとうございます。

私はもともと小学校の教員だったので、細かく、議論を深化させていくことがなかなか苦手なところがあって、いろいろな先生方と多様な意見をいただきながら、どうしたら最終的にアクションにつなげていけるかをいつも模索しているところです。本は稚拙な文章で、批判どころたくさんなんですけれども、今日はいろいろ教えていただいた中で、日本の入会とインドの森林パンチャーヤトということで、今後も何か研究できたら大変ありがたく思っています。ありがとうございました。

(佐藤) ありがとうございます、その他にご質問ないでしょうか。矢野先生から、藤原先生お願いします。

(矢野達雄) (元愛媛大学・元広島修道大学) 今日は、インドのウッタラーカンド州のパンチャーヤトというのを紹介いただきまして非常に興味深いお話でした。私の聞き違いでなければ、このパンチャーヤトという住民自治組織はこの州にしかないというふうに聞こえたんですけども、そうなんですか。そうだとすると、これはかなり人為的ということか上からの主導で作られたものなんですかということですが。

(長濱) まだ 3 章 4 章まで行ってないんですけども、4 章では、最終的に外からの要請で

作られた組織とだという話をさせていただきます。もう一つは、ウッタラーカンド州で森林パンチャーヤトは組織化されましたが、例えば私今ネパール人のゼミ生が今 20 人近くいるんですけれども、ネパールのコミュニティで森林パンチャーヤトと非常に類似したそういった組織があるそうです。そういった話もネパールの学生から聞くとともに、文献でも読んでいますので、森林パンチャーヤト制度となるとウッタラーカンド州で今認められている制度ではありますが、他の地域にも似たような名前、同じような性質を持つ組織があるようです。そういった点についても今度はインドとネパールのパンチャーヤト林についての比較という視点での研究も進められるのかなと思っております。ご意見ありがとうございます。

(矢野) ありがとうございます。

(藤原) 2つあります。まずは再確認になってしまいますが、パンチャーヤト林というのは国有林という理解でいいのでしょうか。今日の先ほどの話だと画定林、保留林、市民林これは国有林だと思うんですけど、あくまでもこれは国有林の中の話なのかということ。画定林が増えているというような話がありましたけど、画定というのは境界があくまで画定するという議論になってきたので。

(長濱) プロテクト（保留）してから、画定されてリザーブされるということですね。

(藤原) あくまでも境界が画定してしまって、その画定林の中で利用面積が増えるか減るかというのが理解で。パンチャーヤトについてということですねそうですね。あくまで国有林ですね。

(長濱) はいそうです。

(藤原) インドネシアの場合、国有林の外に慣習林を出しました、最近。なので、所有が国有林と慣習林と私有林に区別されます。そうした点が比較できると面白いなと思ってます。

(長濱) なるほど、ぜひインドと比較したら面白いですね。

(藤原) それから 1つ目に関連して、JFM と森林パンチャーヤト、森林法上の違いは何かあるんですか。

(長濱) ちょっとそこは私、語れないんですけど、ジョイントフォレストマネジメントと森林パンチャーヤトを比較すると、ジョイントフォレストマネジメントは政府の方からここを管理してくれというふうに住民が譲り受けるので 5 年でプロジェクトが終わればその管理が終わります。最後の M 村はそもそもジョイントフォレストマネジメントで管理しているところで、プロジェクトが終わったから今は森林パンチャーヤト林にしているというそういった林地もあるんですね。

その森林法におけるジョイントフォレストマネジメントとの違いについては、今後調べて、またお答えできる機会があればと思います。

(藤原) もう 1 つの点ですが、このパンチャーヤト林があるのはウッタラーカンド州だけだということ、それが興味深かったんですけど、その理由としては何かということ。ウッ

タラーカンド州にはこのパンチャーヤト林がありますけど、他の州ではまた別のよう、JFM だけっていったように、ウッタラーカンド州というのは特殊だという位置づけですか。

(長濱) そうですね、やっぱりウッタラーカンドって非常に特殊な地域、チプロ・ムーブメントとって、1970年代に森林の伐採を女性たちが木を抱いて守ることによって森林の伐採を阻止したことが全インドに伝わり、世界中に知れ渡ったということもある。

ウッタラーカンド州ってある意味ですね、非常に特殊な州でもあります。またイギリスの林学校がウッタラーカンドの州都であるディラドーン (Dehradun) にもあったことから、統計的な資料も毎年入手することができるという状況もあります。したがって、地理的にもまた風土的にインドの辺境ということもありますけれども、制度だけでなく歴史的な意味に関しても、特殊な地域でもあると言えると思います。

(藤原) ありがとうございます。

(佐藤) ちょっと用事があって、オンラインから出られたんですけども、鹿児島大学の枚田先生の方から日本の入会というのは、農業生産の水稲や水源管理とかですね、そういったものとの関連があると。

さっきも質問出ましたけど、日本はもともと村落共同体との関係が基本になっている。農業などそのものの村落とパンチャーヤトの関係はどうなんだろうという質問があります。

(長濱) なるほど。ちょっとそこは非常に答えにくいところで、実はインドの「パンチャーヤト」は、森林パンチャーヤトではなくて、別の組織になります。今先生おっしゃっているのはパンチャーヤトという森林を含めた地域の政治一般に関わる森も含めた一般に関わることになるので、私は今回、森林パンチャーヤトとパンチャーヤトを切り離して、森林パンチャーヤトを論じているので、もっと大きくパンチャーヤトになると、ちょっとテーマがずれてしまうので、またこれは次の課題にさせていただきたいと思います。

(佐藤) ありがとうございます。その他にございませんでしょうか。はい、野村先生。

(野村) 参加型って書いてあるんですが、どの程度住民の決定権というか自治権というのがあるんですか。こうする、ああするという決定にどのくらい参加できているのでしょうか。

(長濱) それもですね 4 章の方で論じています。参加のことで新しく提案しようと思っていて。その参加ということについても議論の場に意思決定の場に参加するっていう参加だけではないってことを先行文献から最初に述べたんですけども。やはり女性の森の関わりに私は多いに着目していることから、その女性たちは森林の植林活動、パトロール、そういった森林に関わるアクションをする活動については、参加しているということから、必ずしも森林管理プラン、マイクロプランを作ったりという意味決定にかかわる活動だけではなくて、そういった森林管理の活動、森林利用の活動ということその中に取り入れることによって、新しい段階を提案するというのをこの次の機会にさせていただく予定です。

英語論文の方もちょうど先月出たのでですね、そちらの方も「Forests」という MDPI が編集されている論文に、立花先生と長濱と、あとインドのラクワル先生と三人で書いたので、

それも検索いただければと。そちらの方にも新しい段階についても提案させていただいたところですよ。ぜひ読んでいただけると幸いです。ありがとうございます。

(佐藤) あと残り7分になったんですけども、泉先生がいますね、泉先生。

(泉) 大変素晴らしいので途中でアマゾンでも購入させていただきました。それでですね、聞かせていただいていると日本の国有林野法という法律の中に共用林野制度というのがあります。かなりちょっと似ているんじゃないかなっていう気もしたということだけちょっと一言申し上げてということです。また見ておいてください。

(長濱) 比較の対象がいろいろ増えてきました。共用林野ですね、そちらの方も調べることでよってインドと比較させていただきたいと思います。

(佐藤) 長濱先生への質問に限らず第一報告、第二報告で質問を忘れたといったものがあるば、出していただきたいんですけどいかがでしょうか。天田さん、お願いします。

(天田慎一) (林野庁) (オンライン参加) ありがとうございます。最初の第一報告のときですね、生産森林組合が解散した後に、記名共有ですね、お話があったんですけども、それ以外の認可地縁団体とか、そういった形っていうのを検討された結果なのか、特にそういったことではなく、とりあえず元に戻す的な恰好で記名共有を選ばれているような、感覚だけでも結構なので教えていただければと思います。

(佐藤) はいありがとうございます。長田さん。生産森林組合を解散して、その後記名共有にされているんですけども、その他の形態はないかということと、その記名共有を選択する前に、認可地縁団体とかその他の形態を検討した結果、やっぱり記名共有だったのかってという質問なんです。

(長田) わかりません。そこそこの集落で考え方が違うんですね、どれをどういうふうに検討したとか言われてもちょっと私に分からないです。

(天田) わかりました、すいませんありがとうございます。

(佐藤) 記名共有の他には何かないですか。その他の例として。ご存知なのは。

(長田) 個人に分割したところもあるということですね。

(天田) 最後の長濱先生に対してですが、私も林野庁の職員で国有林も担当しましたので、日本で言えば国有林の共用林制度とかに近いと感じました。また、カナダの伐採権でも、コミュニティ伐採権を後から作ったり、そうしたものに近いのかなというような印象を持ちました。もともと利用はされていたところに、そうした制度的な枠組みをはめているような印象を受けました。これはコメントです。いろいろとありがとうございます。

(長濱) ありがとうございます。本日、最後にいい質問をしてくださって。私もシドロドロで答えていたのですが、話をしながらだんだんやっぱり国有林にフォーカスされてきたということです。

今回の議論から、日本の国有林の共有林について、インドだけではなくアジア一般、そして今さっきも会員の先生方が、ドイツやフランスの研究をされてこられたことが分かったので、本当に広く、コラボレーションできる研究内容だなということを改めて認識しました。

ありがとうございます。

(佐藤) ありがとうございます。それでは、時間も押してきましたので第 19 回目の村落環境研究会をこれで閉じさせていただきたいと思います。

今日は長時間にわたりですね、ご参加いただき誠にありがとうございました。来年以降も続けてまいりたいと思います。

今日は長濱先生に資料をもっと作っていただいていたんですけども、途中で強引に私から遮ってしまいまして、大変申し訳ございませんでした。来年も報告いただければと思いますし、今日の研究会の前にありました、理事会総会では来年愛媛大学の西脇先生に報告いただければありがたいという話もでした。

法律関係では最近、入会に限らず土地の不在の問題をどう解決するかという土地に関する法律が変わっておりますので、それらの点で問題提起していただければというふうに考えております。別途相談させていただきますけれども、ぜひご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。それではオンラインの皆様ありがとうございました。会場の皆様もありがとうございました。

第 19 回村落環境研究会理事会（総会）

第 1 号議案

1. 事業報告

2021 年 8 月 25 日 会報の送付及び 18 期シンポジウム開催案内

2021 年 11 月 19 日 シンポジウム開催（九州大学）

2. 第 19 期 村落環境研究会収支決算書（2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日）

（単位：円）

(1)収入の部	予 算(A)	決 算 (B)	(A)(B)比	備 考
前期繰越	158,201	158,201	0	
会 費	85,000	69,000	-16,000	会費18人、賛助会員3法人
寄付金	10,000	7,500	-2,500	
その他	0	0	0	受取利息
収入計	253,201	234,701	-18,500	
(2)支出の部	予 算(A)	決 算 (B)	(A)(B)比	
第19回シンポ 開催経費	40,000	50,000	10,000	テーブル起こし
機関紙印刷費	50,000	52,000	2,000	会報18号印刷費
広報費	50,000	61,167	11,167	ホームページ作成費、開設料
会議費	0	0	0	
通信費	14,000	8,116	-5,884	会報発送経費、シンポ案内
事務費	1,000	420	-580	振り込み手数料
振替手数料	5,500	3,273	-2,227	会費郵便振替手数料
次期シンポ開催 準備費	10,000	0	-10,000	
支出合計	170,500	174,976	4,476	
(3)次期繰り越し	82,701	59,725	-22,976	

監 査 報 告 書

2021年(令和3年)7月1日から2022年(令和4年)6月30日までの第19期事業年度の財務について、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので以下のとおり報告いたします。

一、財務執行は適正に行われており、収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

2023年(令和5年) 6月 15日

村落環境研究会 監事 川原 祥 治 印

村落環境研究会 監事 野村 泰 弘 印

第2号議案

第20期 村落環境研究会収支予算書 (2022年7月1日から2023年6月30日)

(単位:円)

(1) 収入の部	第19期予算(A)	第20期予算(B)	(A)(B)比	備 考
前期繰越金	158,201	59,725	-98,476	
会 費	85,000	95,000	10,000	会費25人、賛助会員4法人
寄付金	10,000	10,000	0	
その他	0	0	0	受け取り利子
収入計	253,201	164,725	-88,476	
(2) 支出の部	第19期予算(B)	第20期予算(B)	(A)(B)比	
第19回シンポ 開催経費	40,000	25,000	-15,000	会場使用料、オンライン配信アル バイト他
機関紙印刷費	50,000	55,000	5,000	会報印刷費
広報費	50,000	22,000	-28,000	ホームページアップ、維持費
会議費	5,000	5,000	0	
通信費	14,000	14,000	0	シンポ開催通知、会報発送経費等
事務用品費	1,000	1,000	0	振り込み手数料
振替手数料	5,500	5,500	0	会費振替手数料
次期シンポ開催 準備費	10,000	10,000	0	
支出合計	175,500	137,500	-38,000	
(3) 次期繰り越し	77,701	27,225	-50,476	